

令和2年度

配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業  
事業報告書

令和3年3月

PwC コンサルティング合同会社



## 目次

1	本事業の背景、目的.....	1
1.1	本事業の実施背景.....	1
1.2	本事業の目的.....	2
2	事業概要.....	3
2.1	有識者による事業検討委員会の開催.....	3
2.2	広島県 実施団体 A による加害者プログラム試行実施.....	5
2.3	広島県・関係機関ヒアリング.....	8
2.4	男性対応調査.....	11
3	調査結果.....	13
3.1	広島県 実施団体 A による加害者プログラム試行実施結果.....	13
3.2	広島県健康福祉局こども家庭課・関係機関ヒアリング調査結果.....	25
3.3	男性対応相談ヒアリング調査結果.....	30
4	考察.....	46
4.1	被害者支援における加害者プログラムの位置づけ.....	46
4.2	加害者プログラム活用にあたる課題.....	47
5	本事業のまとめと、今後の要検討事項.....	57
5.1	本事業のまとめ.....	57
5.2	現行法制度の中で対応可能な今後の検討事項.....	57
5.3	加害者プログラムを被害者支援において一層活用するために.....	61
5.4	おわりに.....	63
6	委員による寄稿文.....	64
6.1	中村正座長.....	64
6.2	菊池安希子委員.....	68

6.3	納米恵美子委員 .....	74
6.4	松野真委員 .....	77
6.5	山崎菊乃委員 .....	80

# 1 本事業の背景、目的

## 1.1 本事業の実施背景

配偶者からの暴力（以下、DV）に対する加害者更生については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月13日法律第31号）において、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。」（第25条）と規定されている。

さらに、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年6月26日法律第46号）の附則において、「政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」（附則第8条第2項）と規定されたところであり、令和4年6月を目途とした積極的な検討を求められている。

また、女性活躍加速のための重点方針2020においては、加害者プログラムを含む加害者対応に関する取組は被害者（子供も含む）の安全を確保するための手法として有効であるとの認識に立ち、関係機関と連携しつつ加害者更生プログラムを試行的に実施し、DVの加害者の地域社会内において更生のための指導及び支援の在り方について検討することとされている。

さらに、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においては、「被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。」こととされている。

令和元年度においては、地域社会内における加害者プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向け「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」を実施した。具体的には、有識者検討会を設置し、民間団体へのヒアリング調査や海外文献調査などを実施するとともに、地域社会内における加害者プログラムに関する課題やDV加害者プログラムの試行実施に係る基本的な考え方等の調査研究を行い、その結果をとりまとめた<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 内閣府「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究（～地域社会内におけるDV加害者プログラムの試行実施に向けて～）」（令和2年3月）

## 1.2 本事業の目的

以上の背景を踏まえ本調査研究事業は、被害者支援の一環として、地域社会内における加害者プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向け、加害者プログラムの試行実施を行うとともに、同プログラム以外の加害者対応についてヒアリング調査を行うこと。あわせて、有識者等により構成される検討委員会(以下、「検討会」という。)において加害者プログラムの実施に係る基本的な考え方や課題について検討することを目的とする。

## 2 事業概要

本事業は、前述の目的を実現するために、以下の各事業を実施した。各事業の実施結果をもとに本報告書を作成した。

### 2.1 有識者による検討会の開催

本事業を円滑に進めるため、被害者支援の現場経験がある有識者や、加害者対応を含むDV被害者支援に詳しい有識者等で構成する以下の検討会を4回開催した。なお、検討会の座長には立命館大学大学院人間科学研究科の中村正教授が就任し、議事を進めた。検討会委員等及び検討会の開催状況は表1～3の通りである。

表1 検討会委員（五十音順、敬称略、◎は座長）

氏名	所属
菊池 安希子	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部室長
◎ 中村 正	立命館大学大学院人間科学研究科教授・ 教養教育センター長
納米 恵美子	NPO 法人 全国女性会館協議会 代表理事
松野 真	昭和学院短期大学人間生活学科 教授
山崎 菊乃	NPO 法人 女のスペース・おん 代表理事

表2 検討会事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
田中 晋作	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
古屋 智子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
池田 真由	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

表 3 検討会開催状況

開催回	内容
第 1 回 2020 年 9 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業概要の説明</li> <li>・ DV 加害者プログラムの試行実施調査の説明               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 広島県実施団体 A<sup>2</sup>によるプログラム実施スケジュール</li> <li>- 広島県・関係機関ヒアリング</li> </ul> </li> <li>・ DV 加害者プログラムに関連した男性対応調査の説明</li> </ul>
第 2 回 2020 年 12 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV 加害者プログラムの流れの検討</li> <li>・ DV 加害者プログラムの試行実施調査の経過報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 広島県実施団体 A によるプログラム実施状況</li> <li>- 広島県・関係機関ヒアリング</li> </ul> </li> <li>・ DV 加害者プログラムに関連した男性対応調査の経過報告</li> <li>・ 事業報告書の章立ての検討</li> </ul>
第 3 回 2021 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV 加害者プログラムの試行実施調査の経過報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 広島県実施団体 A によるプログラム実施状況</li> </ul> </li> <li>・ DV 加害者プログラムに関連した男性対応調査の結果報告</li> <li>・ 事業報告書の章立てと記載内容の検討</li> </ul>
第 4 回 2021 年 2 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県 加害者プログラム 実施団体 A 試行実施結果の共有</li> <li>・ 事業報告書の記載内容の検討</li> </ul>

<sup>2</sup> 実施団体 A は広島県にて加害者プログラムを実施する民間団体（以下、実施団体 A）であり、配偶者間などでの暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下、DV）の解消に向け、グループワークを通じた加害者対応に取り組んでいる。実施団体 A は、民間団体（以下、民間団体 X）の DV 加害者プログラムを実践している。グループワークでは民間団体 X の理念に基づき、「価値観を学び直し、パートナーに共感、配慮する力を養う」ことを目指す。



## 2.2 広島県 実施団体 A による加害者プログラム試行実施

加害者プログラムの試行実施の調査概要について、下記で記載する。

### 2.2.1 加害者プログラムに関するこれまでの動き

内閣府においては、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」として平成 14 年度から調査研究を行った。また、平成 15 年度の調査研究においては、被害者保護を図る観点から「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に関しての留意事項」（以下、「基準と留意事項」）が整理され、この結果をもとに平成 16 年度には地方公共団体（以下、自治体）の協力を得て、試行的実践と検証を含めた調査研究を実施した。さらに、その結果を平成 17 年度に「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討会報告書」として取りまとめた。これらの施行結果及びそこから得られた課題は貴重な示唆に富むものと思われるが、当該報告書では、「国が任意参加による加害者更生プログラムについて本格的な関与を行うことは、現時点においては、その条件が整っていないと言わざるを得ない」との報告がなされた。

その後、海外における加害者への取組を参考とした民間団体における加害者に対する取組が進展するとともに、暴力の被害者自身の「パートナーに暴力をやめてもらいたい」といったニーズへの対応の必要性に関する認識の高まりと相まって、被害者支援の一環として、新たな枠組みの中での加害者対応が求められるようになった。

このような動きの中、内閣府でも平成 27 年度に実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」において、地方公共団体及び民間団体（加害者プログラム実施団体及び被害者支援団体）を対象とする調査を実施し、加害者更生に係る取組へのニーズや取組の実態等の把握を行った。その結果をもとに取りまとめられた「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業報告書」では、「加害者プログラムは、配偶者からの暴力の被害者のみならず、「面前DV」等の虐待を受けている被害者の子供の安全・安心確保につながる支援策の一つとして、活用が期待される」との報告がなされた。

これらの加害者対応の必要性の高まりを踏まえ、地域社会内における加害者プログラムを含む加害者の相談・対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向け、令和元年度の調査研究事業では、有識者により構成される検討会を設置し、民間団体へのヒアリング調査及び海外文献調査を実施しながら、地域社会内における加害者プログラムに関する現在の課題や令和 2 年度以降の試行実施の在り方等について検討を行った。

令和 2 年度においては、これまでの調査研究の結果を踏まえ、DV 加害者プログラムを被害者支援にも資する加害者プログラムと位置づけ、自治体を実施主体として、これまでの取組でノウハウを蓄積してきた地域の民間団体と連携し、試行的に DV 加害者プログラムを実施した。

令和2年度の本事業における試行実施にあたり、全国の自治体に意向調査を行ったところ、民間団体と連携している広島県から試行実施の意向があり、ヒアリングを行った結果を踏まえ、広島県にて官民連携による試行実施を行うこととなった。

なお、これまで内閣府が行った調査研究においては、「加害者更生プログラム」との名称を用いてきた。これは、内閣府が行う調査研究が配偶者暴力防止法の規定を根拠としていることによるものであり、令和元年6月に成立した児童虐待防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律においても、「DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方」と、同様の表現が用いられている。

プログラムにより更生させることが可能かどうかを含む効果に関する検証は今後の調査に委ねられているものの、プログラム受講によって定期的に第三者が介入することにより、暴力が停止する状態が続く等抑止につながり、それが持続することがあるという点が令和元年度報告書<sup>3</sup>にて指摘されている。このような抑止的な機能の発揮が期待されうるという次元の効果を想定し、実施をしていくべきではないかという意見も挙げられた。一方で「更生」という表現を用いることで、特に被害者に過度の期待を抱かせることにつながるのではないか、その結果、パートナーの更生を信じて避難のタイミングを見誤り、暴力の危険性が増すのではないかという懸念も指摘されたことから、本年の試行実施においては「更生」という言葉を含まない、「DV加害者プログラム」という名称が用いられることとなった。

試行実施にあたっては、平成16年度の試行実施からの検討は継承されている。しかし平成15年度に整理された「基準と留意事項」を使用するには時間が経っていることもあり、本事業では「基準と留意事項」を用いずに、自治体が選定した10年以上の活動実績がある民間団体が、通常、プログラムで用いている基準をもとに試行実施を行うこととした。また、本事業の試行実施においては、民間団体の活動を国としてどう支援するののかも一つのテーマとした。

---

<sup>3</sup> 内閣府「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究（～地域社会内におけるDV加害者プログラムの試行実施に向けて～）」（令和2年3月）P.36「4-9 プログラムの実施回数及び内容」の記載より引用

### 2.2.2 調査目的

加害者プログラムの試行を通じて、DV 加害者である参加者の意識変化、行動変容を並行して調査するとともに、地域社会内における、加害者プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向けた課題、今後の要検討事項等を整理する。

以上の目的を踏まえて、本事業では下記の視点で試行実施の結果についてとりまとめる。

- ・ 被害者支援における加害者プログラムの位置づけ
- ・ リスクアセスメント（危険度判定）
- ・ 加害者プログラムを実施する仕組み（多機関連携を含む仕組み調査）
- ・ 加害者プログラムを実行することによる対象者への効果（効果調査）

### 2.2.3 調査対象

加害者プログラム実施団体 A、加害者プログラム参加者、加害者プログラム参加者のパートナー

### 2.2.4 調査方法

プログラム試行実施の経過に合わせて、下記方法で調査を行った。

① 実施団体 A へのヒアリング調査：

加害者プログラムの開始前及び終了後において、実施団体 A に対するプログラム試行実施に関するヒアリング調査を実施した。

② 加害者プログラム視察(5回)：

全 18 回のプログラム実施のうち、初回と最終回を含む、5 回の視察を行った。うち 4 回は本事業の検討委員による視察を実施し、検討会においてプログラム試行実施に対する提言を得た。

③ プログラム終了後の参加者・パートナーへの書面アンケート調査：

参加者及びパートナーに対して、プログラム終了後に書面アンケートによる調査を実施した。

### 2.2.5 調査項目

2.2.2 の調査目的に沿って検討を行い、検討委員の確認・提言を踏まえて調査項目を表 4 の通りとした。

表 4 試行実施 調査項目

調査方法	調査項目
①実施団体 A へのヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム参加者の募集・広報</li> <li>・リスクアセスメント</li> <li>・プログラム実施回数</li> <li>・プログラム実施内容</li> <li>・プログラム実施体制</li> <li>・プログラム参加費</li> <li>・プログラム実施効果</li> <li>・ファシリテーターの基準・資質</li> <li>・パートナーへの連絡・支援</li> <li>・関係機関との連携体制と情報共有</li> </ul>
②加害者プログラム視察調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム実施内容</li> <li>・プログラム受講による参加者の変化</li> </ul>
③プログラム終了後の参加者・パートナーへの書面調査項目	<p>参加者：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の暴力に対する認識</li> <li>・ジェンダー(男らしさ、女らしさ)に対する意識</li> <li>・夫・父としての役割意識</li> <li>・プログラム実施による意識・行動の変化</li> </ul> <p>パートナー：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナー自身の心情・意識の変化</li> <li>・参加者の態度・行動(暴力)の変化</li> </ul>

## 2.2.6 調査設計時の論点

### (1) 参加者及びパートナーへの調査の方法・内容

加害者プログラム実施にあたり、参加者及びパートナーに対する調査の方法・内容・タイミングなどが論点となった。参加者及びパートナーへの調査の方法として、書面調査とするかヒアリング調査とするかの方法、調査の項目、調査の実施タイミングが主な論点である。また、検討会においては、今後は参加人数が増えた際にも対応できるような調査設計の検討が必要であるという意見も寄せられた。結果として、実施団体 A が通常プログラムで実施している民間団体 X が定める参加者及びパートナーへのアンケート様式を活用するとともに、検討委員から寄せられた他の加害者プログラムにおけるアンケート様式を併用し、プログラム終了後にアンケートを実施することが決定された。

## 2.3 広島県・関係機関ヒアリング

広島県及び関係機関へのヒアリング調査を行い、加害者対応と連動させた地域社会内における包括的な被害者支援体制構築に向けた論点・課題・要検討事項の洗い出し、整理を行う。

### 2.3.1 調査目的

下記について明らかにすることを調査の目的とする。

- ・ 広島県が加害者プログラムに該当者を繋げる仕組みをどのように整備しているか
- ・ プログラム参加者のインテーク<sup>4</sup>から脱暴力に至るまで、広島県がどのように関与しているか
- ・ 加害者プログラムの実施フローにおける、各機関の役割や連携のタイミング
- ・ 加害者プログラムに係る多機関連携のフローを、他地域において整備する際の留意点、課題点
- ・ 各機関が、プログラムに繋ぐべき加害者をどのように検知しているか、どのようにプログラム実施機関へ繋げているか

### 2.3.2 調査対象

広島県・健康福祉局こども家庭課、広島県・西部こども家庭センター女性相談課及び相談援助第一課、広島県警察本部 人身安全対策課、広島弁護士会

### 2.3.3 調査方法

- ・ 広島県・健康福祉局こども家庭課に対しては、個別ヒアリングを実施した。
- ・ 広島県・西部こども家庭センター女性相談課及び相談援助第一課、広島県警察本部 人身安全対策課、広島弁護士会に対しては、グループインタビュー方式で調査を実施した。なお、実施にあたっては、広島県・健康福祉局こども家庭課も同席した。

---

<sup>4</sup> 事前面接

### 2.3.4 調査項目

広島県 健康福祉局こども家庭課へのヒアリング調査項目、広島県・関係機関へのグループインタビュー調査項目を表5、6の通りとした。

表5 広島県・健康福祉局こども家庭課へのヒアリング調査項目

	分類	質問項目
1	広島県における加害者対応体制	加害者対応における、県の機能・役割
2		関係機関の種類・役割
3		関係機関同士の連携状況（日々のつながり、情報共有の状況）
4		加害者対応のフロー、情報共有のルール
5		県内の加害者対応機関/プログラム提供団体の把握状況
6		県として、将来的にどのような団体に加害者対応/プログラム実施を担ってほしいか
7	広島県における今後の加害者対応	加害者対応における問題意識・課題
8		加害者対応に係る今後の実施計画、体制整備予定
9		他県で展開をする上での留意点

表6 広島県・関係機関へのグループインタビュー調査項目

	分類	質問項目	回答者			
			県警察	児童相談所 <sup>5</sup>	配暴センター <sup>6</sup>	弁護士会
1	広島県内の各機関における加害者対応体制	DV 加害者対応における役割・機能	○	○	○	○
2		加害者対応に関与する上で、工夫している点、独自の取組	○	○	○	○
3		他機関との連携状況（日々のつながり、情報共有の状況）	○	○	○	○
4		加害者対応のフロー、情報共有のルール	○	○	○	○
5		プログラムに繋ぐべき加害者を、どのように検知しているか	○	○	○	○
6		児相で扱うケースについて、DV 有無のスクリーニング方法と、DV が検知された場合の対応内容	-	○	-	-
7		児童虐待の加害親プログラム実施有無と、（実施している場合）プログラムの中での DV 取り扱い有無	-	○	-	-
8	広島県内の被害者支援体制	被害者に関する問題意識、エンパワーメント、危険回避方法	○	○	○	○
9		被害者からパートナーに加害者プログラムを受講させる要望があった場合、もしくは加害者自身がプログラム受講を希望した場合の対応内容	-	-	○	-
10		加害者がプログラムを受講しているケースで、被害者の支援に関してプログラム実施者と連携することはあるか、連携についての考え	-	-	○	-
11	今後の加害者対応	加害者対応における問題意識・課題	○	○	○	○
12		加害者対応に係る今後の取組予定	○	○	○	○
13		他県で多機関連携による加害者対応を行う上での留意点	○	○	○	○

<sup>5</sup> 広島県西部こども家庭センター（児童相談所）を指す

<sup>6</sup> 広島県西部こども家庭センター（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）を指す

## 2.4 男性対応調査

地域社会内における、加害者プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築にあたっては、加害者プログラムへの入口整備も必要となる。暴力に焦点をあてた「男性相談体制」の構築を念頭に置き、既に男性対応（男性相談等の多様な取組）を行っている自治体や民間団体等へのヒアリング調査（視察含む）を実施し、加害者プログラムの実施に係る基本的な考え方や課題、対応策等について検討を行う。

### 2.4.1 調査目的

- ・ 男性対応（男性相談等の多様な取組）の取組を可視化すること
- ・ 男性相談体制と加害者プログラムとの連携状況を確認し、加害者プログラムの入口としての可能性を把握すること

### 2.4.2 調査対象

検討会委員の提言を以て、自治体から5箇所、民間団体から4団体を選定した。

### 2.4.3 調査方法

対面またはオンラインでのヒアリング調査、及び、調査先の要望に応じて書面調査を実施した。

#### 2.4.4 調査項目

男性対応（男性相談等の多様な取組）の取組を可視化することを念頭に、表7の調査項目を設定した。

表7 男性対応調査の調査項目

#	分類	設問
1	基本情報	受付の方法・流れ
2		受付の対象範囲・利用者属性
3		費用・時間
4		対応件数
5		相談主訴
6		対応方針
7	組織体制・ 業務プロセス	実施体制
8		男性相談員の設置有無
9		相談後フォローアップ
10		新型コロナウイルス発生前後の変化
11	人材・スキル	相談員に求める資格・経験・スキル
12		相談員の人材育成の状況・方法
13		相談員の安全確保・メンタルケア内容
14	多機関連携	連携機関・内容・情報共有のフローとルール
15		加害者プログラムとの関係性
16	今後の見通し	運用上の課題・今後の展望

#### 2.4.5 調査設計時の論点

##### (1) 調査対象先の選定

調査対象先の選定に際して、「具体的にどのような相談対応を想定しているか」、「男女共に相談を受けている場合も含めるのか」、「被害者として相談窓口に来所した方の話を聞いているうちに加害者であると明らかになるケースについてどう取り扱うのか」等が主な論点となった。検討会における協議の結果、本調査における「男性相談」を「暴力に関する相談」と定義し、調査目的は全国の多様な取組を把握・可視化すること、加害者プログラムの入口として男性相談が機能するかどうかの可能性について検討することとした。上記の定義と目的を踏まえて、検討会委員が提案した機関・団体の中から調査対象先を選定した。



### 3 調査結果

本事業で実施した加害者プログラム試行実施、広島県・関係機関ヒアリング、男性調査の調査結果を以下で記載する。

#### 3.1 広島県 実施団体 A による加害者プログラム試行実施結果

試行実施の調査結果にあたり、令和元年度「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」における「民間団体との連携による加害者プログラムの試行実施に係る基本的な考え方」（以下、「試行実施に係る基本的な考え方」と）と照らし合わせて整理した。

##### 3.1.1 プログラム参加者の募集・広報

参加者の募集・広報にあたっては、広島県の協力のもと、6月から10月初旬にかけてプログラム参加者が募集された。募集・広報の方法は、広島県による募集チラシの作成、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所など関係機関への呼びかけ、実施団体 A との連携などである。最終的に4名の参加者が決定したが、プログラム開始日の時点では2名のみの参加となり、残りの参加者は、途中の回から受講を開始する流れとなった。先行調査でも指摘された、参加者の少なさ、効果的な募集・広報の検討に関して、課題が浮かび上がる結果となった。試行実施における参加者のプログラム参加経緯は、以下の3通りである。

1. 配偶者暴力相談支援センターからパートナーがプログラムの紹介を受け、パートナーが直接参加者に働きかけて、参加
2. 児童相談所からプログラムを紹介されて、参加
3. パートナーから助言や指摘を受け、自ら WEB 検索を行い、実施団体 A へ直接連絡をして、参加（2名）

「1.配偶者暴力相談支援センターからパートナーがプログラム紹介を受け、パートナーが直接参加者に働きかけ」については、「試行実施に係る基本的な考え方」で示された「配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者が回復の途中にあり、加害者にプログラム受講を進めることができる場合には、パンフレットやチラシ等を用いて被害者に説明し、選択肢の一つとしてプログラムを提示すること（ただし、被害者自身や担当弁護士等が加害者に対してプログラム受講を勧めることとし、配偶者暴力相談支援センターは加害者と接触しない）」に該当する。

「自治体の男性相談窓口から受講につなげる流れ」や、「警察・裁判所において、加害者にプログラム受講を案内する」といった参加経緯はなかった。

### 3.1.2 プログラム参加者情報

試行実施に参加した参加者4名の共通点として、①パートナーに対して身体的あるいは精神的暴力を行っており、いずれも本人の受講意思によりプログラムに参加している点、②いずれも離婚歴があり、現在はパートナーと同居している点が挙げられる。前妻との間に子どもがおり、前妻との子を現在のパートナーとともに養育予定のケースも含まれた（現在は該当児が施設入所中）。現在のパートナーにも離婚歴があり、パートナー側の連れ子と同居しているケースもあった。

### 3.1.3 リスクアセスメント

実施団体 A は、受講希望者への事前のインテークにおいて、以下のようなインテークシートを用いて受講希望者のリスクを確認している。

インテークシートは、「初回面談用質問票」「暴力の種類」「子どもへの虐待」「意識チェック」で構成されている。「初回面談用質問票」では、調停や保護命令、警察を呼んだこと、逮捕、被害届や起訴などの有無の確認から、子どもへの暴力有無、自身が子どもだったときの家庭でのDV有無、躰としての暴力の有無、パートナー以外の暴力の有無、ペットへの虐待、精神疾患の有無などを確認している。また、「暴力の種類」では「身体的暴力」「精神的暴力」「性的な暴力」「経済的締め付け・封鎖」ごとの具体的な内容を参加者が選択し、加えてDV行動の期間や頻度、エスカレートの有無を確認する。「子どもへの虐待」では、「からだへの暴力」「精神的虐待」「性的虐待」の具体的な内容を参加者が選択し、対象児童の年齢、虐待行為の期間や頻度、エスカレートの有無を確認する。「意識チェック」では、参加者が問いに対して5段階で「まったく同意しない～強く同意する」を選択し、回答を行う。

実施団体 A では当該インテークシートを活用し、インテーク時において「アルコール依存、薬物依存、精神疾患がある、グループワークができない」のいずれかに該当する方は受講を断る方針としており、今回の参加者4名も条件に該当しないことの確認を以って受講が決定した。これは令和元年度報告書における「試行実施に係る基本的な考え方」で示された「重度の身体的暴力等（ハイリスクケース）やアルコール・薬物依存等は対象外とすることが望ましい」という点と適合している。

なお、危険度判定のための指標はなく、インテークの中で実施団体 A のファシリテーターが経験に基づいて判断を行っている。

### 3.1.4 プログラムの実施回数

今回の試行実施において、プログラムは全 18 回、グループワーク形式で実施した。民間団体 X の DV 加害者プログラムに基づきプログラム設計がなされているが、実施団体 A が通常実施している DV 加害者プログラムの全 52 回と比較して期間が短く、回数が 18 回と限られる中、実施団体 A は、参加者の認知変容、行動変容を実現するために外すことができない要素として下記の 3 点を挙げている。

- ①自分の感情に向き合うためのアプローチ
- ②ジェンダーによる分業意識（男性だから～すべき、女性だから～すべき）という心理状態へのアプローチ
- ③パートナーとの対等・平等な関係性について知るためのアプローチ

なお、「試行実施に係る基本的な考え方」では、試行実施の段階では 18～21 回程度が適切となされていたが、プログラム実施による「脱暴力」の効果創出を考えると、実施団体 A からは「短い」というコメントがあった。

また、開催頻度（週 1 回）と開催時間（毎週土曜日の午前中に約 2 時間）について、4 名中 2 名が変則的な勤務形態で仕事を行っていることもあり、週 1 回の開催が欠席の要因になったと考えられる。実施団体 A の通常プログラムでは、週 2 回で開催していることからその週の予定によってどちらか 1 回に出席するなどの柔軟な対応ができているとのことであり、今後の試行実施においては開催頻度についても考慮・検討が必要と考えられる。

### 3.1.5 プログラムの実施内容

全 18 回での実施にあたり、実施団体 A において、3.1.4 で述べた外せない要素 3 点を踏まえて必須カリキュラムに絞ったプログラムの内容が検討され、表 8 の実施内容とされた。プログラム実施の順番は固定ではなく、各参加者の受講状況などを踏まえて都度検討しながら設定された。

表 8 プログラム実施内容

実施回	日付	プログラム内容
第 1 回	10/3	②力と支配の関係を理解し、価値観や思い込みの変容を図る
第 2 回	10/10	①子どもへの虐待も DV であることを理解する
第 3 回	10/17	①③DV が相手に与えるダメージを理解する
第 4 回	10/24	①③DV が子どもに与える影響を理解する
第 5 回	10/31	②ジェンダー規範 価値観の思い込みの変容を図る①
第 6 回	11/7	①自分のことを話す（自己開示）、DV は力と支配であることを理解する
第 7 回	11/14	②コミュニケーションの問題に気づくとともに、特権意識に気づいて捨てる
第 8 回	11/21	③相手を尊重する対等平等な関係を理解する
第 9 回	11/28	③特権意識と力と支配を理解する
第 10 回	12/5	②ジェンダー規範 価値観の思い込みの変容を図る②
第 11 回	12/12	③パートナーを操る行為とは何か
第 12 回	12/19	①ストレスに対処する力をつける
第 13 回	12/26	①③身体的暴力の停止と DV の減を目指す
第 14 回	1/9	②ジェンダー規範 女性への暴力を生み出す考え方とは
第 15 回	1/16	②ジェンダー規範 男性が思い込んでいる強さとは
第 16 回	1/23	①責任の受け入れ
第 17 回	1/30	①相手に対する共感 セルフコントロールとは
第 18 回	2/6	①②③最終チェック・DV とは何か 自らの行為の振り返り

### 3.1.6 プログラムの実施体制

原則、次の 3 名の体制でプログラムを実施した。ファシリテーターが 1 名、筆記が 1 名、もう 1 名は録画及びメモ作成を行う。なお、安全管理の側面から 3 名のうち 1 名は男性としている。

民間団体 X の DV 加害者プログラムでは、2 名体制でファシリテーションを行う方針が定められているが、実施団体では、「ファシリテーターを務めることができる人材がない」という理由から現状 1 名での実施となった。なお、実施団体が通常実施している、DV 加害者プログラムにおいても、ファシリテーターは 1 名で実施している。

### 3.1.7 プログラムの実施方法

プログラムは、原則グループワーク形式で実施された。実施団体 A ではグループワークでの実施について、一度に3名以上の参加が望ましいとしているが、3.1.1 で述べたようにプログラム開始段階では参加者が2名のみであった背景から、ファシリテーターと個別での実施となるケースも発生した。

グループワークでの実施と個別での実施との比較に関しては、プログラム視察を行った委員からも参加者に対して質問がされた。参加者からはグループワークの利点として、「グループワークでは、他参加者の話を聞いての共感や別の考え方を学ぶことができる。」「1人で内省をしていると考え方が偏るので、ほかの人の意見を聞きたいと考えている。このような話を聞ける機会はない。」といった点が挙げられた。

### 3.1.8 プログラム参加費

プログラム参加費については、令和元年度「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」の報告書で示された通り、募集開始当初は、1名につき1回1,000円（合計18,000円）の参加費徴収という条件で参加者の募集を行ったが、参加者が集まらなかった。要因として、「受講料金」、「プログラム実施回数」などが考えられるのではないかと関係機関からの意見を参考に、再度、内閣府・広島県・実施団体 A において協議を行った。「プログラム実施回数」は変えられないが、「受講料金」を「参加回数に関わらず1名あたり5,000円の参加費を徴収する」という案が検討され、参加費の変更に至った。結果として、参加者が4名に増加したことから、参加費が、プログラムへの参加に関する意思決定を左右するポイントとなることが確認できた。また、参加費を低料金にすることによる参加者の離脱など継続性への懸念もあったが、受講開始後も4名は離脱することなく参加を続けた。

実施団体 A の通常プログラムの参加費用は1カ月10,000円で、実施団体 A からは、他プログラム実施団体と比較した場合、やや高いとの自己認識が述べられた。この料金設定をしている理由には、参加者自身がある程度の費用負担を行い、覚悟を持たないと長続きしない傾向があるとの考えがある。プログラム期間中にはパートナーからも実施団体 A へ電話などで家庭状況やトラブルなどの報告がされており、プログラム外の電話相談対応は無料としている。

### 3.1.9 ファシリテーターの基準・資質

実施団体 A では、ファシリテーターの基準を明確に定めていないが、実施団体 A のファシリテーターは、12 年ほど前に民間団体 X が開催しているファシリテーター養成講座（100 時間）を受講し、その後、毎年 1 回、2 日間のフォローアップ研修を受講している。資質が重要と認識しており、ジェンダー規範（特に性別の分業意識）の意識をファシリテーター自身が取り除けていることが必要としていた。また、年齢についても、ある程度の年齢でないと参加者から軽んじられる可能性があるとの意見があった。

さらに、実施団体 A へのヒアリングでは、ファシリテーター養成が急務との問題意識が挙げられた。実施団体 A によれば、全国で加害者プログラムを実施している民間団体のファシリテーターからも人材育成の必要性について声があがっており、養成講座への参加者は多いものの、実際にプログラムを立ち上げる人は限られているという。時間的・経済的に余裕がないことが障壁だと推測される。

### 3.1.10 パートナーへの連絡・支援

プログラム実施期間中におけるパートナーへの連絡・支援にあたっては、プログラム開始前のインテーク時において、暴力などトラブル事案が発生した際には警察・配偶者暴力相談支援センターなどに連絡をするよう伝えていた。今回の試行実施においては、結果として配偶者暴力相談支援センターの対応時間外にトラブルが発生し、被害者・加害者の双方から実施団体 A に直接電話が入り、それぞれに対して相談を受けるなどの対応が行われた。

### 3.1.11 プログラム受講による参加者の変化

実施団体 A においては、加害者プログラムの目的とされる「脱暴力」が達成された状態について「妻を人として認識できている」「家族だから許されるという意識が排除されている」「男性性・女性性が取り除かれている」状態と定義している。

プログラムの参加者について、プログラム実施内容から見える変化、グループワークによる自己開示などによる変化の観点で確認を行った。4 名の参加者のプログラム受講中の発言内容から、変化が見られた点を下記に示す。（①②のカッコ内はプログラムテーマ）

#### ① 意識の変化

- ・ 男・親・夫として一家を引っ張る責任感で自分の考えを押し付けすぎたことへの自覚（ジェンダー規範 女性への暴力を生み出す考え方とは）

- ・ パートナーや子どもを「人」として認めることができていなかったことへの自覚（責任の受け入れ）

## ② 行動の変化

- ・ 「タイムアウト」を学び、暴力をコントロールするようになった（DV が相手に与えるダメージを理解する）
- ・ 自分でお酒の飲み方を注意しはじめた。身体的暴力も起こっていない（ストレスに対処する力をつける）
- ・ 妻への感謝を素直に表現できるようになった（ジェンダー規範 女性への暴力を生み出す考え方とは、男性が思い込んでいる強さとは）

今回の試行実施において、参加者がプログラム受講によってどの程度「脱暴力」に向けて変化をしたかに関して、参加者及びパートナーへのアンケートを通して、確認を行った。

なお、パートナーへのプログラム終了後のアンケートについては、一部においてアンケートの受け渡しや回答後の提出が参加者を經由していたことから、パートナーと参加者のパワーバランスによっては、パートナーが本音で評価を記載できていない可能性がある点に留意が必要である。

## ① アンケートの種別

参加者アンケート：

- これまでの道のり・山あり谷あり当たり前（初めてプログラムに参加する直前から今までの、自身の変化についてグラフにする。実際の出来事のほかに、心境の変化等を書き込む）
- 再発防止のための振り返り
- 自己評価
- 説明責任（パートナーへ渡すことを想定し、「私のした DV」「謝罪」等を書き込む）

パートナーアンケート：

- パートナーによる評価

## ② アンケート結果

参加者からのアンケートの回答結果は表 9 のとおり。

表9 参加者アンケートにおける回答コメント

項目	参加者の回答
自身の暴力に対する認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 親としての責任感から、教えて育てないといけないと強く思うあまり、暴力を振るってしまっていた</li> <li>- これまで「暴力は愛情である」「パートナーのせい」と否認をしてきた</li> <li>- 自身の暴力について気づいていない点、責任回避は、全て気が付いているとはまだ思えない。引き続き、自分と向き合いたい</li> <li>- まだイライラすると声を荒げる、パートナーのせいにしてしまう</li> <li>- これまで「過去の2人の人生を否定」「パートナーの育児を否定」「自分の非を認めず、パートナーが悪い」など発言してきた</li> </ul>
ジェンダーに関する意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 男らしさ、女らしさを履き違え、男が稼いで女が家事をするもの、男が最終的に決めるもの、女は男を支えるものと思い込んでいた</li> <li>- 男らしさを履き違え、家のことをしない。女の人は静かで相手のことを察して生活をするものと思い込んでいた</li> </ul>
夫・父としての役割意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 躰をしないといけないという意識から、矮小化・否認・責任転嫁などを行っていた</li> <li>- 親としてきちんとやらないといけないという思い込みから、期待の押し付けをしていた</li> <li>- 男らしさ、女らしさを履き違え、妻と息子だから許される、父親だから家族を引っばって行くのが当然と思い込んでいた</li> </ul>
プログラム実施による意識・行動の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 悪い状況になったときの対策・対応の方法が変わってきた</li> <li>- 自分を振り返ることで、良くなかった点が沢山あることに気が付いた</li> <li>- 気負わなくて良いことが分かり、とても楽になった</li> <li>- パートナーや子どもの立場に立って考えるようになった</li> </ul>



また、パートナーへのアンケートにおいては、参加者の変化及びパートナー自身の状況について選択式で回答を得たため、結果の要約を図1、図2に記す。

参加者のパートナー4名中、3名から回答があった。回答者3名ともに「受講前後で参加者に変化があった」と回答した。一方、暴力の有無に関しては、差異があった。身体的暴力を行っていた参加者が身体的暴力を「ふるわなくなった」が、精神的・心理的・感情的暴力が続いているケースなど様々であった。パートナー自身の状況に関しては、3名ともに「自分の気持ちや状況がよくなった」「参加者がプログラムを受講したことが助けになった」「参加者とコミュニケーションをとれるようになった」と回答した。

なお前述のとおり、被害者であるパートナーの回答に関しては、パートナーと参加者のパワーバランスによっては、暴力による支配の影響などからパートナーが本音で評価を記載できていない可能性も否めない。そのため、本結果に関しては参考として取り扱い、引き続き状況を注視しての支援が必要と考える。

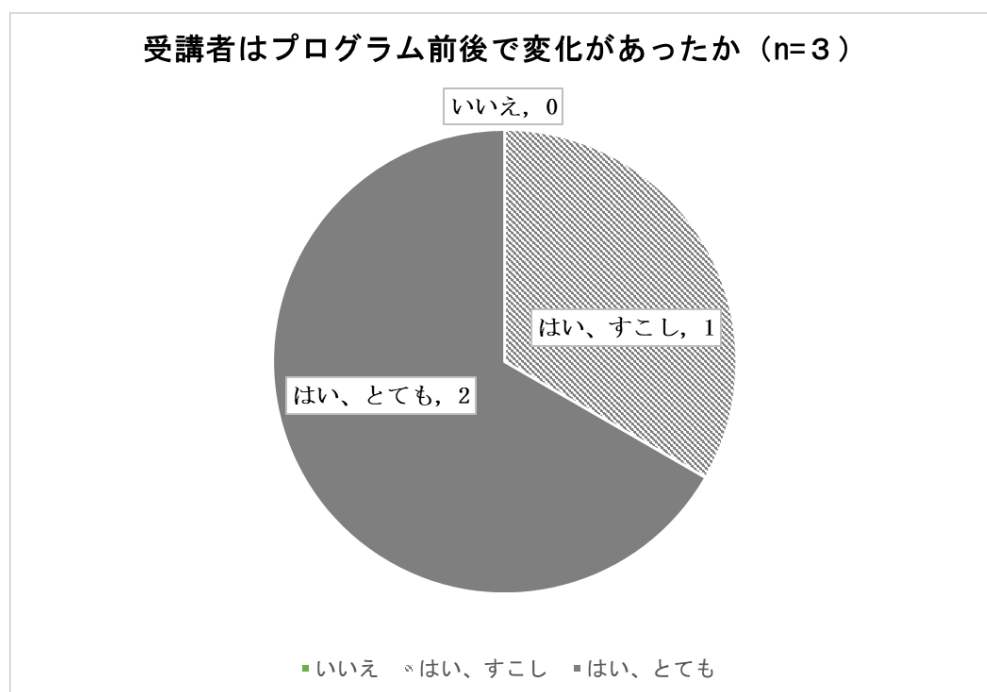


図1 パートナーによる評価（参加者の受講前後での変化について）（n=3）

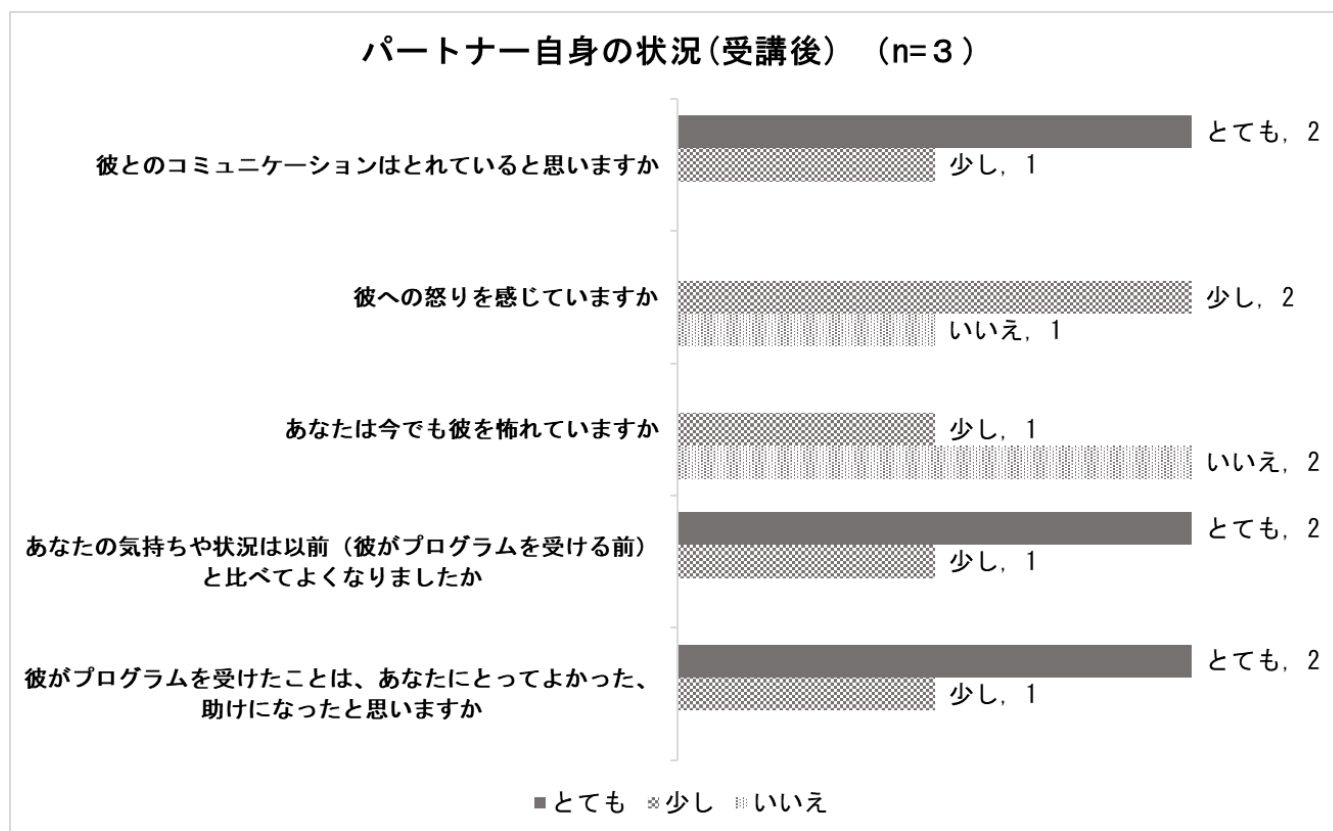


図2 パートナーによる評価(パートナー自身の状況について) (n=3)

加えて、パートナーへのアンケートにおける回答コメントを表10に抜粋する。

表10 パートナーへのアンケートにおける回答コメント

項目	パートナーの回答
パートナー自身の心情・意識の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムが終了しても、今の良い状態が続くかは不安</li> <li>・自己の振り返りと行動変容ができ、日常生活が穏やかになった</li> <li>・実施団体Aへの感謝。今後も可能であればプログラムに参加してほしい</li> <li>・参加者を心から信頼できない。浮気、自身や子どもを見捨てる不安がある</li> <li>・実施団体Aへの感謝。今後、月1回でも通ってほしい</li> </ul>
参加者の態度・行動の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的暴力を振るわなくなった</li> <li>・人の話を聞けるようになってきた</li> <li>・言葉の暴力に関しては、お酒を飲みすぎると参加者は粗暴になる傾向はある</li> <li>・以前より家事を積極的にしてくれる。話をきいてくれたり、自分の気持ちを落ち着いて話せるようになってきた</li> <li>・参加者は冗談のつもりだが、イライラしているときに、手をたたいたり、つねったりする。言葉の暴力も「ふるう」。失敗したりすると語気を強めて注意される</li> <li>・以前よりは減ったが、イライラすると態度が変わる。(以前よりは本当に減った。よかった)</li> </ul>

	・身体的暴力・ことばの暴力はふるわないが、時々自分の意見が正しいと人の意見を聞かず、人格否定と感ずることがあった
--	--

また、アンケートの回答結果から、参加者とパートナーの認識の差異について確認を行ったところ、①参加者は自己評価が高く、暴力も否定していると認識しているが、パートナーとしては受講後の変化はあるが、言葉の暴力、身体的暴力があると認識しているとの差異があるケースと、②参加者・パートナーともに時々精神的・心理的暴力があると比較的認識が共通しているケースがそれぞれ確認された。結果を表 11 に示す。

表 11 終了後アンケートから見える参加者とパートナー間の認識差異

参加者とパートナー間の認識差異	
-	参加者は「自己評価」がいずれも高く、終了後は、自身の暴力について気が付いていない点、責任回避、正当化などは「ない」と認識
-	パートナーはプログラム受講による変化を感じているものの、「少しよくなった」という回答が多数を占め、お酒を飲むことによる言葉の暴力などに関しては引き続き懸念している印象
-	参加者「自己評価」は、自身の衝動性に対するタイムアウトができていないという点以外はできているという回答が大半を占め、自身の暴力について気が付いていない点はなく、暴力を否定している
-	一方、パートナーは、身体的暴力も言葉の暴力も「ふるう」と回答。プログラム受講により、良くなったとの回答はあるが、信頼感などは醸成できていない印象
-	参加者の「自己評価」として、「責任転嫁」「怒りとコントロール」「聞くこと・共感すること」など「少しできている」としている項目、ときどきイライラして声を荒げる、パートナーのせいにするという回答が、時々精神的・心理的暴力をふるうと感ずているパートナーの認識と共通している

### 3.1.12 参加者のフォローアップ

試行実施終了後、実施団体 A から参加者に対して、実施団体で実施している通常プログラムの案内を行うフォローアップを実施した。一部の参加者は試行実施終了後も通常プログラムを受講する予定と表明している。不参加の者は、経済的にプログラム受講料の支払いが難しいことなどから、通常プログラムの受講は断念している。

### 3.1.13 トラブル発生時における関係機関との連携体制と情報共有

官民連携での今回の試行実施にあたり、パートナーにトラブルが生じた場合は、第 1 に警察に通報、第 2 に広島県経由で配偶者暴力相談支援センターに連携する体制としていたが、今回、トラブルが生じた事案のケースは、パートナーから直接実施団体に架電され、結果、実施団体が対応した。理由として、配偶者暴力相談支援センターが稼働していない時間帯であったことが考えられる。プログラム実施期間中において、配偶者暴力相談支援センターが稼働していない夜間帯にトラブルが生じた場合には警察への連絡を徹底する等の関係機関との連携方法・ルールに関しては、今後の要検討事項である。なお、試行実施期間中においてトラブルが生じた事案は表 12 に示す 2 ケースである。

表 12 試行実施期間中に発生したトラブル事案と対応

対応担当者	トラブル事案内容
実施団体 A による対応	パートナーから「飲酒し、大声で文句を言っている」と実施団体 A に連絡が入り、対応。本人は記憶がなく、飲酒時にはたがが外れると発言。
実施団体 A による対応	パートナーから電話があり、夫との間でトラブルが起きているとのこと。実施者にて2時間近く電話越しで対応。

### 3.2 広島県健康福祉局こども家庭課・関係機関ヒアリング調査結果

広島県健康福祉局こども家庭課への個別ヒアリング、関係機関へのグループヒアリングを行った結果の概要は、次の表 13、14 の通りであった。

#### 3.2.1 広島県健康福祉局こども家庭課ヒアリング

表 13 広島県ヒアリング結果概要

ヒアリング項目		回答
加害者対応における県の役割について	広島県の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者から加害者プログラムの紹介を希望する相談があった際に、県内唯一のプログラム提供団体である実施団体 A を紹介</li> <li>・加害者向けの専用窓口は特別設けていないため、配偶者暴力相談支援センターの連絡先に加害者から相談の連絡が稀にある。その場合には、センターが上記と同様の対応を実施、または、センターがこども家庭課につなぎ、実施団体 A を紹介する</li> <li>・被害者から加害者プログラムについての相談があり、紹介することもあるが、広島県側から被害者を通して加害者に働きかけることはしていない</li> </ul>
	相談者の属性・件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の相談件数は集計を取っていないため不明</li> <li>・相談者の属性の傾向は個人情報であることもあり、収集していないため不明。電話相談は匿名が多いため相談者の属性等を確認していない</li> </ul>
関係機関による連携について	関係機関の種類・役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援の中で配偶者暴力相談支援センターが積極的に加害者プログラムを勧めることはない。被害者支援と同時に加害者を支援することは不可能であるため、プログラムの紹介は被害者を通して加害者に話ができる場合に限られる</li> <li>・被害者の方の安全確保について、県警察と配偶者暴力相談支援センターは一時保護を希望している被害者について情報共有を行っている</li> </ul>
	現在の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の繋がりとしてはどの機関においても被害者支援がベースであり、加害者対応に関しては、加害者自らの相談等がなければ連携は難しい</li> <li>・様々な関係機関等が集まった連絡会議を設置しており、こども家庭課の主催により県全体で年 1 回、地域ブロック（西部、東部、北部）で年に最低 1 回は開催。県や各機関の取組を報告したり、外部講師を招いた研修会を開いたりしている</li> <li>・県全体で開催する連絡会議には、DV 支援、対策をテーマに裁判所、警察署、弁護士会、医師会、市町、配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター、加害者支援団体(加害者プログラム実施団体)、婦人保護施設、民生委員児童委員、社労士協会、NPO 団体、人権に纏わる（女性問題、LGBT）相談に対応している団体・機関等が参加</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターの地域ブロック毎の連絡会議についても、各地域ブロックの関係機関が参加して開催している</li> </ul>
	今後の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の試行実施で、児童相談所の相談から加害者プログラムの参加に繋がった経緯を踏まえ、今後も児相から加害者対応に繋がる可能性があると考えている</li> <li>・警察署で被害者からの DV 相談を受けた際に被害者が記入するシートに、加害者の処遇についての希望を尋ねる設問がある。設問の選択肢として「加害者プログラムへの参加」という選択肢を設けることが有り得るのではないかと考えている</li> </ul>

ヒアリング項目		回答
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会について、面会交流や養育費の相談の際に加害者プログラムの話がでることがあると弁護士から聞いており、連携の可能性はある。ただし、加害者本人の DV の自覚が乏しいこともあり、強制力がない中ではプログラムの参加に至る人はいないと聞いている</li> </ul>
	加害者対応のフロー・情報共有ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、県として統一した加害者対応のルールはない。加害者からの自発的な相談にのみ対応しているため、どのような方が加害者プログラムの対象となるのか等の統一された基準を明確にしたい</li> </ul>
県内の加害者対応機関・プログラム提供団体について	県による把握状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者プログラムの実施団体として広島県として推薦する基準等はない。県内唯一の実施団体である A は、連絡会議にも参加している</li> <li>・以前加害者の方から心療内科を紹介してほしいという話があった際、適切な医療機関を把握しておらず、紹介が難しかった</li> </ul>
	今後の加害者対応担当機関への期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者プログラムの効果が明確でない中、受講による改善の見込みが不明であるため、県として推奨しづらい</li> <li>・今後、加害者プログラム実施者の養成を進め、医療機関など、加害者対応を担う団体や機関を増やしたいと考えている</li> </ul>
今後の加害者対応について	問題意識・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者プログラムに繋ぐことの難しさに、加害者に参加の必要性を理解してもらうこと、加害者と接点を持つ機関がないことがある</li> <li>・加害者プログラムに強制力がないため、紹介にとどまる点が課題</li> <li>・加害者プログラムの内容やその効果に関して認知度を広める必要を感じている</li> </ul>
	今後の実施計画・体制整備予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の保護者支援プログラムを実施する中で、DV のある家庭に対しては加害者プログラムも併せて進める等、協働して支援する体制ができないか模索している</li> <li>・警察での相談は加害者に接触することができる可能性が高いため、被害者の安全を確保しつつ、警察を通して加害者プログラムを勧める仕組みづくりを検討したい</li> </ul>
	試行実施の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の全 18 回のプログラム終了後の参加者の対応について、通常プログラムに通い続けることが効果的なのかの判断が難しい</li> <li>・通年でプログラムに参加することができる仕組み構築が望ましい</li> </ul>

### 3.2.2 関係機関ヒアリング

表 14 関係機関ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	回答者	回答
各機関からの出席者概要	広島県子ども家庭課	・DV や婦人保護事務全般を担当
	広島県警察	・県警本部でストーカーや DV を担当。県警本部で各地の警察署からストーカーや DV の相談内容を受理した際に相談記録の内容をチェックし、必要に応じて警察署に指導をする。現場に出て対応する係もある
	西部子ども家庭センター	・児童相談所と、婦人相談所兼配偶者暴力相談支援センターの機能を備えている
	広島弁護士会	・個々の弁護士の活動には関与していないが、両性の平等委員会や刑事弁護センター委員会等の委員会を設置し、弁護士が行う離婚事件、DV 保護命令事件、刑事事件等について情報収集し、調査・研究、研修・啓発等の活動を行っている
加害者対応における役割について	広島県警察	・事件の検挙、被害者の意向に沿った加害者に対する指導・警告、加害者プログラムの受講が可能と判断した場合の受講案内 ・加害者プログラムの受講を勧めることによって、被害者への被害拡大がないよう、安全確保を最優先事項として進めている
	児童相談所	・広島県内では男親塾 <sup>7</sup> のような父親グループがなく、加害男性保護者へのメニューの充実が必要と考えている
	婦人相談所	・婦人相談所の役割に男性対応はない。被害者からの相談があった際に加害者プログラムを紹介できる程度 ・家庭の状況が見え辛いため、被害者の安全性を考慮するために施設から連絡を取ることはなく、関係性が途切れてしまうことがある
	広島弁護士会	・弁護士にたどりつくのは、DV 保護命令申立事件、DV 被害による離婚や、刑事事件等、拗れたケースであるため、加害者にプログラムを勧めるより被害者を逃がす優先度の方が高い ・加害者は DV の自己認識ができておらず、加害者プログラムを勧めると反発を生んでしまう
プログラムへ繋ぐ加害者の検知について	広島県子ども家庭課	・実施団体 A は古くから取組をされていたので知っていたが、新しく加害者プログラムを実施する団体が増えても情報を得る仕組みがない ・心療内科等と連携したプログラムへ繋ぐ仕組みづくりを検討したが、医師の専門範囲に入るかについての問題、効果があるか明確ではないといった問題から断念した
	広島県警察	・加害者プログラムに強制力はないため、加害者自身の受講意思が必要 ・プログラムを勧めることで加害者を刺激し、逆上して被害者に対して危害を加えることに繋がりがかねないと危惧する。試行実施の段階では加害者であれば誰にでも紹介するのではなく、変わりたいという意思のある者に限定して紹介するのが良いと考える
	児童相談所	・子どもを施設から家に帰すには父親の改善が必要であるが、父親向けの支援メニューは乏しいため、1名を今回の試行実施プログラムに連携した

<sup>7</sup> 男親塾とは、虐待により児童相談所から介入的対応を受けた男性保護者を対象に行われるグループワーク形式のプログラムである。現在、大阪府内の児童相談所で導入されている。

ヒアリング項目	回答者	回答
	婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に担当した方の中で、加害者である夫が離婚を防ぐために自ら望んで加害者プログラムを受けた人がいた。「DV問題であれば加害者プログラム」のようにプログラムの認知度が上がることで、被害者から加害者に対してもプログラムを勧めたり、加害者自らがプログラムを受講することを選択したりするということが増えていくと良い</li> <li>受講後も、参加者同士の交流があれば暴力防止に繋がると考える</li> </ul>
	広島弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV加害によって刑事事件となった場合、刑の減軽を目的として加害者プログラムを勧めることはあるため、刑事事件を担当する弁護士に加害者プログラムへ繋いでもらう可能性はある</li> <li>随時案内できる方が利用しやすいが、プログラムの参加時期が限定されているため案内し辛い</li> <li>薬物に関する問題であれば刑事事件を担当する弁護士がDARC(Drug Addiction Rehabilitation Center)に繋ぐことはある。同程度の認知度、信用度が加害者プログラムにもあれば紹介しやすい</li> </ul>
児童相談所で扱うケース、対応内容について	児童相談所・婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所に通告や相談があった場合、現場に訪問・電話等でコンタクトを取り、DVがあると判断した場合、被害者については婦人相談所等の相談窓口を紹介して繋ぐ</li> <li>婦人相談所で担当していたケースに児童虐待があった場合、児童相談所に連携することはあるが、DVがあるというだけで情報を他機関に共有することはない</li> <li>要保護児童対策地域協議会は児童福祉と同じ部署であるため関わりはある。DVの有無については連携している。しかし、要保護児童対策地域協議会は児童を中心とした支援を行っているため、母親の支援については議題とならない</li> </ul>
被害者支援体制について	広島県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVの相談を受けた際、加害者と同じ場所にいると再被害になるので、頼れる親族や知人の協力の下、まずは被害者にセンター等に避難するよう促すが、被害者が家庭の修復を希望するケースが多い</li> <li>警察に相談があった際の「アセスメントシート」に、加害者プログラムという選択肢を項目として設けることは難しいと考えている。被害者が加害者にプログラムを受けさせることを希望した場合、受講することに強制力が発生するかどうか論点となり、加害者が逆上して被害者のリスク等の影響が懸念される</li> <li>プログラムのパンフレットのようなものを作成し、一律で相談に来られた被害者に配布することの実現可能性はある</li> </ul>
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者から加害者にプログラムを受講させたいというケースは少ない。恐らくプログラムの存在自体を認知していないためである。児童虐待の場合はプログラムの話がでることもあるが、虐待の場合は両親が加害者となることもある</li> </ul>
	婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>親族を頼って、親族の下に行くという話は多い。社会的に「弱者」である側の人の保護を優先しなければならない</li> <li>激しいDVを受けた被害者は、被害届提出も保護命令制度申立てもしないことが多い。これは加害者の逆上を恐れているためである。被害届等を出してもいつかまた暴力を受けるという考えから安心感に繋がらない</li> <li>DVの重さについて判断する尺度はなく、「保護命令制度」を利用することを視野に入れながらヒアリングを行う。相談者は知的障害や精神疾患の方が多く、話が変わりやすい(保護の希望等)。DVの重さよりも本人の保護に対する希望の意思を尊重している</li> </ul>



ヒアリング項目	回答者	回答
	広島弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察と連携して被害者保護について話すケースが多い。しかし、弁護士に相談に来る段階は既に被害者が離婚を決意していることが大半であり、よりを戻すために相談をされることはない</li> </ul>
今後の加害者対応について	広島県こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も連携の可能性が高いのは児童相談所。加害親が「暴力について学ぶ」という位置づけで、本人の受講意志があれば繋げると考えた</li> <li>効果検証が必要。それがされていない中で、加害者の受講促進する仕組みづくりは困難であり、県がある特定の団体を推奨しているという位置づけになることは懸念している</li> </ul>
	広島県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は加害者本人の希望によりプログラムに繋がるが、希望しない人こそ危険性が高いため対応の必要がある。希望しない人をプログラムにどのように繋げるか、そもそも繋ぐべきなのか検討する必要がある</li> <li>プログラムを実施する団体がある程度増えなければ、物理的な問題で受講のハードルが高くなってしまう</li> <li>プログラム周知のための説明会を実施するのは良い広報だと考える</li> </ul>
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待をした保護者に、DVについては実践的な助言をすることができていないため、プログラムと連携することの必要性を感じている</li> <li>男性保護者の多くは平日の日中に仕事をしているため、柔軟な受講スタイルの受け入れが必要</li> <li>相談者の多くが低所得者であるため、高い受講料の支払いは難しい</li> </ul>
	婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者がプログラムを自主的に受けていたケースもあったが、被害者は効果がよく分からず、加害者は評価されないため受講するメリットを感じづらい。プログラムの効果も含め認知されるための取組が重要</li> <li>広報について、パンフレットだけ作成してもあまり意味がないように感じる。加害者は暴力で相手を支配できるため困っていない。プログラムを体験した加害者の声を紹介する等、加害者と被害者の間に良い関係を構築できる、との実感を持ってもらえるような広報の仕方が必要</li> </ul>
	広島弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>物理的にプログラムに通うことが難しいことや、費用がかかることが受講するまでのハードルとして考えられる。プログラムを実施する側の財力もなければ、継続することは難しい</li> <li>プログラムの費用問題に関して、低所得者もいるため高すぎると受講できなくなってしまうが、無料では動機付けが働きづらい</li> </ul>

### 3.3 男性対応相談ヒアリング調査結果

全国9か所の機関でヒアリングを行った結果の概要を下記に整理する。

調査の結果、相談窓口として積極的にプログラムを紹介している例は見られなかったが、加害者本人から加害行為をやめたいとの希望があれば、プログラムの検索を促すなどの対応をしている機関はあった。相談のみでは加害者の行動変容の効果を判断することは難しいことから、加害者プログラム実施団体との連携は不可欠との声が男性相談を実施する機関から聞かれており、連携の需要は認識されていると言える。

なお、9機関のうち、1機関については男性相談に特化していないため、参考聞き取りとし、表形式ではなく、文章により記載している。

### 3.3.1 民間団体 A

表 15 民間団体 A のヒアリング結果

設問		回答
基本情報	受付の方法・流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「暴力を振るってしまい悩んでいる男性」を対象に募集</li> <li>・HP上のDV加害者更生カウンセリング専用申し込みフォームにて受付をし、民間団体Aにてインテークを実施</li> <li>・インテーク後、2名の公認心理師・臨床心理士がカウンセリングを担当</li> <li>・カウンセリング終了後の個別面談とは別に、脱暴力を目指すため、男同士で経験を分かち合う週1回程度のグループワークも実施</li> </ul>
	受付の対象範囲・利用者属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の年齢層は40代が中心。これまでの相談者のうち最高齢は55歳、最年少は24歳</li> <li>・2020年11月時点で対応しているケースは、8名の相談者全員に子どもがいる</li> </ul>
	費用・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は5回まで無料とし、6回目以降は1回あたり4,000円</li> <li>・1人あたり50分程度の相談を「1コマ」として予約することができる</li> <li>・相談は毎週2回18:00～21:00で調整</li> <li>・グループワークは10回を1セットとし、1クール目の参加料は無料</li> </ul>
	対応件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日に2コマの予約枠を用意している。2019年11月～2020年3月までに41コマの相談を実施。申し込み人数は9名で、人によりコマ数に差があり、最も多い人は15コマ、最も少ない人は1コマの相談を受けた</li> </ul>
	相談主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者は程度の差はあれ、加害行為について一定程度自認している</li> <li>・パートナーとの関係修復を希望する者、円満な別離や離婚調停を目指す者など、受講動機は様々</li> </ul>
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは、パートナーに対する暴力の気付き、パートナーが傷ついていることへの理解を相談者に得てもらうことを目指している。関係修復あるいは別離かどうかの前に、暴力の自覚が重要となる</li> <li>・問題解決型の相談をしている。相談者自身の問題（暴力）を解決するためのゴールを設定した上で対話する</li> </ul>
組織体制・業務プロセス	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2名の臨床心理士・公認心理師がクライアント対応を担当し、別に、インテーク担当の臨床心理士・公認心理師を配置。SV役の指導者がついている。合計4名体制</li> </ul>
	男性相談員の設置有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員に関して性別の規定は設けていないが、現在は男性相談員のみで対応</li> <li>・男性性もたらす暴力、葛藤を解決する視点に立つことができる点が重要</li> </ul>
	相談後フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料で相談可能な5回目のコマが終わった後も、継続通所してほしいと考えるが、現在継続通所は本人の意思に任せており、呼びかけることはしていない</li> <li>・個別カウンセリング後、グループワークに参加してでも暴力をやめたいという意志を本人が持つことが重要であり、動機付けをして脱暴力に繋げたい</li> </ul>
	新型コロナウイルス発生前後の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン対応も検討したが、実施の難しさから結果として実施をしない方針</li> </ul>
人材・スキル	相談員に求める資格・経験・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性問題に関心があり、ジェンダーに意識を向けていることが必須条件</li> <li>・相談者の話を傾聴し、関係作りができることが重要</li> <li>・マウンティングをするというクライアント特性等、男性性ジェンダーの理解が鍵だが、現在臨床心理士や公認心理師の養成課程には暴力と加害の臨床やジェンダー臨床の視点は組み込まれていないため、実践を通し経験を積む必要がある</li> </ul>
	相談員の人材育成の状況・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体からの委託事項に「相談員の研修」があるが、人材育成に工数を割くことは難しい。ケース検討の環境づくりはしており、今後相談員の人数を増やすことが課題</li> <li>・今後、暴力被害について体系的に理解する研修を開催したいと考えている</li> </ul>
	相談員の安全確保・メンタルケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員はクライアントと直接連絡を取れないようにしている。月に1回から2回はスタッフ会議をZoomで行うことが相互ケアになっている</li> <li>・男性の特性上、クライアントはマウンティングする傾向にあるため、特に若年の相談員は心理的ダメージを受けることが多い。月例のカンファレンスで意識してメンタルケアを実施</li> </ul>

設問		回答
多機関連携	連携機関・内容・ 情報共有のフローと ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託元自治体が本事業の情報を得たことをきっかけに児童相談所から虐待とDVが重なるケースへの情報提供依頼があったが、民間団体Aは要保護児童対策地域協議会にも属しておらず守秘義務の観点で断った</li> <li>・他機関と連携してソーシャルワークをすることが理想だが、人材に限りがあり対応困難なのが現実</li> <li>・離婚調停の中で面会交流がある場合、妻の代理人弁護士と連絡をとった相談者が来所したことがある。刑事裁判では加害者側の弁護士から連絡を受けることが多い</li> </ul>
	加害者プログラム との関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は個別カウンセリング形式だが、今後プログラムのように構造化されたグループワーク形式の実施も検討中</li> </ul>
今後の見通し	運用上の課題・ 今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士や公認心理師の養成課程にジェンダーの視点が組み込まれていないことを問題視している。相談員の質を高めるために必要だと考える</li> </ul>

### 3.3.2 民間団体 B

表 16 民間団体 B のヒアリング結果

設問		回答
基本情報	受付の方法・流れ	<p>&lt;ホットライン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット検索からの公式 HP を経由して相談に至るケースが多数</li> <li>・匿名受付、予約不要で運営し、窓口の開設時間帯に電話があった相談に順次対応</li> </ul> <p>&lt;自治体からの受託業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体の HP 上で相談を募集</li> </ul>
	受付の対象範囲・利用者属性	<p>&lt;ホットライン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名相談であるため正確な年齢分布は不明だが、判明している限りでは 10 代から 80 代までおり、最近では 30～40 代の相談が増加</li> <li>・30～40 代の相談者増加の背景には夫婦問題が関連していると考え</li> <li>・男性であれば相談を受け付ける。女性がパートナーや子どもに関する相談の電話をしてくることもあるが、その場合は詳細な相談対応はせず、いったん受け止める程度に留めており、これは活動の限界点だと感じる</li> </ul>
	費用・時間	<p>&lt;ホットライン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は 1 回あたり 2 時間を上限とし、月 3 回 19:00～21:00 に実施</li> <li>・相談は無料。継続的な支援を相談者本人が希望する場合は、カウンセリングに繋ぎ有料相談に移行する場合もある</li> </ul> <p>&lt;自治体からの受託業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は無料。自治体によって相談の時間は異なる</li> </ul>
	対応件数	<p>&lt;ホットライン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設から 2020 年 2 月 15 日現在 4,040 件。この 5 年の年間平均は 200 件</li> </ul>
	相談主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設後は性や夫婦関係や DV に関する相談が多かったが、最近では生き方やライフワークバランスに関する話など、より深いテーマに相談内容が変化している傾向</li> </ul>
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何かを指導したり答えを導いたりするのではなく、寄り添う形で相談者を支える姿勢。例え相談者が加害をしている場合でも責めることはせず、相談者が状況の理不尽さを訴える場合には一度受け止める</li> <li>・指導・助言による上下関係が相談員と相談者の間に生じないように意識する</li> <li>・構造化されたプログラムのように明確なゴールはなく、自殺企図を除き本人が「こうしたい」という意志を示すまで受容と共感を繰り返す。加害者も自身と向き合うプロセスが必要であり、自分で悩み、考えてもらうことを促す</li> <li>・被害・加害という認識が相談者と向き合う際の妨げになることがあるため、相談者本人の語りに寄り添い、被害者、加害者の分類はしない</li> </ul>
	組織体制・業務プロセス	実施体制
男性相談員の設置有無		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員全員が男性。女性相談員との比較はできないが、男性相談員だからこそ電話できる相談者は多いと考える。「女性は癒す役割」というジェンダー規範から逃れるためにも、男性が相談員を務めることは重要だと考える</li> <li>・男性同士で悩み、葛藤することは男性同士が比較や競争をするのではない体験をする観点から意義深い</li> </ul>
相談後フォローアップ		<p>&lt;ホットライン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が希望しない限り、フォローアップ提案はしない。継続的に電話をかけてくる相談者は少ないが、利用者の一部は継続的、頻回に利用する。リピーターへの対応時間が増えると必然的に新規の利用者が利用する機会が減る</li> <li>・一期一会をモットーとしており、例えお互いに過去に話したことについて認識をしても、原則初めてのように話す</li> </ul> <p>&lt;自治体からの受託業務&gt;</p>

設問		回答
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して予約し、相談する者もいるが、大半の自治体では1人につき相談回数を1回に限定している</li> </ul>
	新型コロナウイルス発生前後の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホットラインは相談を休止していない。前回の緊急事態宣言下では休止する自治体あったが、2021年の緊急事態宣言中は窓口の時間を短縮して実施する自治体はあるが、休止せずに実施している</li> <li>・潜在的に抱えていた問題が、コロナウイルスがもたらした環境変化で顕在化したと捉えている。実感として、DV相談件数は増加している</li> </ul>
人材・スキル	相談員に求める資格・経験・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性であることが要件。そのほか、①基本的なカウンセリングが可能、②ジェンダーの視点を持っている、③相談員自身も悩めるひとりの男性であるという自覚当事者性を持ち、上下関係なく男性と接することができる、ことを求める</li> <li>・資格要件はないが、臨床心理士、公認心理師、産業カウンセラー資格保持者が多い。精神保健福祉士、社会保険福祉士資格保持者もいる</li> </ul>
	相談員の人材育成の状況・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の募集は恒常的にしており、何名か希望者が集まった段階でグループでの研修を実施</li> <li>・1回2時間の研修を月に1度程度の頻度で1年かけて新規の研修を行い育成している。研修の内容は、ジェンダーやカウンセリングに関する座学とロールプレイ</li> <li>・毎月必ず相談員としてのスキル向上のための継続研修を実施。相談員同士が互いの相談をしており、これは相談員としての資質向上に資すると考える</li> </ul>
	相談員の安全確保・メンタルケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の継続研修において、相談員同士が悩みを共有していることがピアグループ的な機能を有しており、メンタルヘルスに繋がっている</li> </ul>
多機関連携	連携機関・内容・情報共有のフローとルール	<p>&lt;ホットライン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名相談であるため、本人から希望がない限り他機関へ情報連携はしない</li> <li>・HPには協力団体が掲載されているため、本人からの要望がある場合協力団体を中心に紹介</li> </ul> <p>&lt;自治体からの受託業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの自治体内で男性相談、女性相談の相談員同士が情報共有することはあるが、DV防止という観点ではなく、自治体内の情報共有という観点</li> <li>・DVの話がでた場合、DVを検知した旨を自治体に報告</li> <li>・ある自治体では、男性相談を中心に関係者が集まり、DV・虐待に関する情報共有をしており、相談員も参加することがある。児童相談所や警察などの関係機関も参加し、緊急時には警察に繋げる体制を整備している</li> </ul>
	加害者プログラムとの関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、特定のプログラムを紹介することはない。必要に応じてプログラムを行っている窓口や団体の情報を提供する。今後、自治体相談窓口で面接に来所した相談者へパンフレットを配布するなどの対応は検討の余地がある</li> </ul>
今後の見通し	運用上の課題・今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の男性相談窓口のハブ的な役割を担っていきたいと考える。男性相談やメンズリブに関わる方が民間団体BのHPを見れば全国の最新情報が分かるようなポータルサイト開設を検討中</li> <li>・今後はグループワークの実施も検討中</li> <li>・今後の活動にあたり、情報発信する場所（会場）が必要だと考える</li> </ul>

### 3.3.3 民間団体 C

表 17 民間団体 C のヒアリング結果

設問		回答
基本情報	受付の方法・流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに電話相談について掲載</li> <li>・県内複数の自治体で、独自に作成した各種相談窓口の一覧を掲載した広報資料に当該センターの DV に悩む男性のための電話相談の電話番号も掲載</li> <li>・住んでいる自治体に相談をしたところ、当該センターを紹介される場合もある</li> </ul>
	受付の対象範囲・利用者属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30～50代の相談者が多い</li> <li>・パートナーがいる相談者が多いが、パートナーはいなくても自身の心に DV 的要素がある不安から電話をする相談者もいる</li> <li>・10年間のうち2件、性的マイノリティの方からの相談があった</li> </ul>
	費用・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は無料、時間制限は特に設けていないが、1回の相談はなるべく1時間以内とすることとしている</li> <li>・毎週1回11:00～16:00に電話相談を受付</li> </ul>
	対応件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度の1年間で、82件の相談があった</li> <li>・2018年：55件、2017年：47件、2016年：41件)</li> </ul>
	相談主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者のうち約8割は加害者、約2割は被害者だが、被害者としての相談の中にも加害行為が含まれることもある。詳しい事実関係や経緯を確認すると、被害的側面と加害的側面が共存していることがある</li> <li>・パートナーや友人から自身の行為を DV と指摘されるが自己認識はなく、本当に DV なのか知りたいという相談もある</li> <li>・過去には、LGBT であることで家族から中傷を受けた、家族に宗教を強要されたなどの相談もあった</li> </ul>
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が抱えているものを話してもらい場として、傾聴の姿勢を第一として相談対応をしている</li> <li>・加害者には、認知のゆがみへの気づきのきっかけとなるよう意識して対応している</li> <li>・相談内容に応じて、行政の窓口や法テラスなど他の相談窓口も紹介している</li> </ul>
組織体制・業務プロセス	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員は2名体制。可能な限り、男女1名ずつを配置</li> <li>・1名が電話対応、もう1名が会話の内容をモニターしながら相談内容に応じた資料検索や相談員への助言（メモの差し入れ）を担当</li> <li>・計8名の相談員がシフト制で対応</li> </ul>
	男性相談員の設置有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制に記載の通り、原則男性相談員1名、女性相談員1名で対応</li> </ul>
	相談後フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談は原則匿名で受付。一度相談を受けた方には継続的に電話をかけてもらう可能性を踏まえ、本名またはニックネームを尋ねている</li> <li>・過去に相談経験があるかを尋ね、ある場合には過去の対応ファイルから相談履歴と内容を参照する</li> </ul>
	新型コロナウイルス発生前後の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスにより失業や非正規雇用化などが起こり、男性には経済力があるという前提も変化し、家族の形が変容していると感じる</li> </ul>
人材・スキル	相談員に求める資格・経験・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件はないが、幅広く人権に関する見識を有していることが大切だと考えている</li> <li>・女性相談員は、女性の被害者支援の経験が豊富な方が多い</li> <li>・元教員や法律の知識が豊富な相談員もいる</li> <li>・傾聴ができることが資質として重要だと考えている</li> </ul>
	相談員の人材育成の状況・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医師等を招き、定期的に相談員への研修を実施。加害者プログラム研修に参加した相談員もいる。現状、相談員の増員は考えていない</li> <li>・2か月に1度、事例検討会を開催。相談内容への対応を説明し、他の相談員からフィードバックを受ける</li> </ul>
	相談員の安全確保・メンタルケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員は本名ではなくニックネームで対応</li> <li>・相談終了後は相談員同士で相談内容について確認をし、一人で抱え込むことを防止している。また、2名で相談しながら報告書をまとめており、これはペアで対応する利点だと考える</li> </ul>

設問		回答
多機関連携	連携機関・内容・ 情報共有のフローと ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対して暴力を振るってしまうという相談者には、医療機関の受診を勧める</li> <li>・匿名相談であるため、児童相談所に連携したケースはない</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターから当該センターへ繋がれる場合がある</li> <li>・計 15 機関から成る会員団体を組織しており、相談内容によって人権ケースワーカーのいる NPO や外国人相談窓口などと適宜連携する</li> </ul>
	加害者プログラム との関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害行為を直したい希望があれば加害者プログラムを紹介することはあるが、実際にプログラムを受講したかは不明</li> <li>・電話相談では、加害行為の認知には繋がっても、行動変容をもたらすことは難しいため、今後加害者プログラム実施団体との連携は不可欠だと考える</li> </ul>
今後の見通し	運用上の課題・ 今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先に、男性シェルターがなく、LGBT の方は性自認が女性でも身体的に男性であることでシェルターに入れない現状がある</li> <li>・県内に、加害者プログラムを受講できる場所が少ないと認識しているため、今後実施者の育成が必要だと考える</li> </ul>



### 3.3.4 民間団体 D

表 18 民間団体 D のヒアリング結果

設問		回答
基本情報	受付の方法・流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と各市町村の HP や広報誌に情報を掲載。毎年コンビニのトイレには相談カードを設置し、学校で講演をする際にも案内をしている</li> <li>・電話、面接共にカウンセリング形式。地理的通所が可能な方には来所し、一度対面での面接をするよう勧める</li> <li>・毎月開催している DV 防止講座も、相談者の希望があれば案内する</li> <li>・隔週で開催しているグループワークにも、相談者の希望があれば案内する</li> </ul>
	受付の対象範囲・利用者属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別や年齢の限定はしていない。過去最年少は小学 4 年生、最年長は 87 歳</li> <li>・男性からの相談が多い</li> </ul>
	費用・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は無料。電話は時間枠を限定しておらず、面接は 1 回につき 1 時間で対応</li> <li>・電話相談：毎週 1 回 14 時～21 時</li> <li>・面接相談：毎週 1 回 17 時～21 時、毎週土曜日 10 時 30 分～17 時</li> <li>・グループ：隔週 1 回 13：30～16:00</li> </ul>
	対応件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 19 年～平成 31 年の間で、加害者の相談は 1,138 名。うち、男性が 1,029 名、女性が 109 名</li> </ul>
	相談主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者更生相談窓口を標榜しているため、DV をやめたいという相談が多い</li> <li>・市町村や関係機関から「加害者支援をしており、加害者の話をなんでも聞いてくれる」と紹介を受け、とにかく助けてくれるものと考え相談する者もいる</li> </ul>
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HP では、「関係修復を目的とした相談は対象としない」と記している。これは、目的（テーマ）がズレそうな時に本来の目的（自己変革という目的）に戻す意味がある。結果として関係修復に至ることもある</li> <li>・加害者との別離を望まない被害者に関係機関が当該窓口を案内した結果、被害者から電話がくることもある。その場合は被害者に安全対策等を説明した上で、加害者に自己変革の意思があるか判断材料の一つとするために加害者本人から電話させるよう被害者に話したり、被害者支援窓口と繋がり続ける大切さを説明し再度案内したりする</li> </ul>
組織体制・業務プロセス	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談は女性相談員 2 名で対応、面接相談は、女性相談員 1 名と、男性相談員 1 名で対応</li> </ul>
	男性相談員の設置有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員を男性に限定していない</li> </ul>
	相談後フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どの機関でも「加害者」ゆえに話を聞いてもらえず民間団体 D にたどり着く相談者も多いため、話を聞くだけで精神的安定に繋がることもある。全ての相談者に継続的な利用を促している</li> <li>・本人の希望がある場合には手紙やメール等でのやり取りを続けている</li> <li>・相談者には、氏名や電話番号を、緊急対応用として尋ねている。連絡が途絶えた方に民間団体 D から連絡をすることは無いが、毎月講座の案内等をメール配信し連絡してきやすいようにしている</li> </ul>
	新型コロナウイルス発生前後の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅での飲酒量の増加を原因とする相談が増えている</li> <li>・パートナーが精神疾患や障害をもつ場合、在宅勤務で共に過ごす時間が増えたことで抱えきれなくなり予防のために利用する相談者もいる</li> <li>・依存症（アルコール等）から回復した方が、コロナウイルスをきっかけにストレスを感じ、再度依存症に陥ってしまったり、自殺念慮を伴ったりするケースも見られる</li> </ul>
人材・スキル	相談員に求める資格・経験・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 名いる相談員のうち、2 名は公認心理師資格を保有。内 1 名は犯罪心理学の専門家</li> <li>・相談員は何等かの当事性を持つことも多いため自身の問題を乗り越えていることが重要</li> <li>・加害者対応、被害者支援双方の経験、児童支援の経験があることが望ましい</li> <li>・法律・福祉・依存症・発達/精神障害等の知識があると良い</li> </ul>
	相談員の人材育成の状況・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業であるため、今後の人材育成については県の方針にもよる</li> </ul>

設問		回答
	相談員の安全確保・メンタルケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話や面接相談後は、相談員が感情をその場ですでに出せるようにしている</li> <li>・元女性相談所所長や民間 DV シェルター代表、元裁判所長、元家裁調査官、元保護観察官、精神科医、弁護士に、スーパーバイズを依頼することもある。外部の精神科医や元児童相談所所長等に依頼することもある</li> </ul>
多機関連携	連携機関・内容・情報共有のフローとルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者が危険な状態にあると判断した場合、児童相談所や警察に依頼し、ケース会議を開催してもらうことが多い</li> <li>・県内の依存症回復施設や自助グループとの関係が強い。ニーズのある加害者の紹介を受けることがある他、DV 講座等には回復施設入寮者や職員が施設プログラムの一環として常時参加。イベント運営等も手伝っている。</li> <li>・児童相談所、家庭裁判所、保護観察所、医療機関（精神科等）から連絡を受けられることがあるが、本人の意思がなければ交流が途切れるため、本人から電話をしてもらうよう伝える</li> <li>・最近ではひきこもりの支援団体や家族からの連絡がある。ひきこもり状態の方が家庭内で暴れることもあるため、そういった団体との連携も今後検討したい</li> </ul>
	加害者プログラムとの関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が保護観察中の場合、保護観察所の再犯防止プログラムも受講している</li> <li>・以前はプログラムのように構造化された教材を作成したこともあったが、人により合わない場合もあるため、現在は個人個人に合わせて様々な教材を組み合わせ臨機応変に対応している</li> </ul>
今後の見通し	運用上の課題・今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関向けに、「加害者が変わるため」という相談の正しい位置づけについて周知しているが、男女共同参画や DV の窓口でない担当者の中には、「加害者の弁護をしてくれる窓口」とのイメージを持つ者もあり、認識のずれが生じている。警察は相談目的について正しく理解している。</li> <li>・弁護士から、情状酌量を狙い、調停を有利に進める資料にしたいという動機で相談がある。このような加害者サイドの関係者が多いのは問題と感じている</li> <li>・お酒のラベルで DV の警告をする、企業の健康診断に DV に関する設問を設けたり研修をしたりする等、加害者・被害者以外の一般の方にも定期的に DV について考えるきっかけづくりを国にはしてほしい</li> </ul>

### 3.3.5 自治体 A

表 19 自治体 A のヒアリング結果

設問		回答
基本情報	受付の方法・流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HP やパンフレットで相談窓口を広報</li> <li>・市区町村では男性相談を受け付けていないところも多いため、市区町村から案内される方もいる</li> <li>・原則電話相談、必要に応じて予約制で面接相談も実施</li> </ul>
	受付の対象範囲・利用者属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在住・在勤・在学の方が対象</li> <li>・相談者は、40代が最も多く、30代から50代が主な相談者層となっている</li> </ul>
	費用・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談無料。相談時間は内容に応じて適宜対応</li> <li>・電話相談は週2回 17:00～20:00、週1回 14:00～17:00、面接相談は、週1回 19:00～20:00（予約制）</li> </ul>
	対応件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の相談件数は約500件。</li> </ul>
	相談主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV、デートDVなどの暴力の問題のほか、夫婦や親子の問題、生き方・職場の人間関係、セクシュアルハラスメントなど</li> <li>・DVに関する相談のうち、加害者側の相談と被害者側の相談は約1対2の割合となっている</li> </ul>
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者は自身がDVをしている認識がない方も多いため、加害行為に該当するという気付きを与えたり、カウンセリングの案内や、加害者更生プログラムの紹介をしたりしている</li> </ul>
組織体制・業務プロセス	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託により、電話及び面接による相談を実施</li> </ul>
	男性相談員の設置有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別要件は設けていないが、現在は相談員全員が男性</li> </ul>
	相談後フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、匿名で相談を受け付けているため、その後のフォローアップは特段実施していない</li> </ul>
	新型コロナウイルス発生前後の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務の増加などにより、夫婦の問題やDVに関する相談が増加している傾向がある</li> </ul>
人材・スキル	相談員に求める資格・経験・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士、臨床心理士の資格を要件としている。加えて、1年以上の相談対応の経験実績を求めている</li> </ul>
	相談員の人材育成の状況・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、相談員での検討会を行い、相談対応について共有し、事業運営に役立てている</li> </ul>
	相談員の安全確保・メンタルケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先において、相談員のケアを行うなど適切に対応している</li> </ul>
多機関連携	連携機関・内容・情報共有のフローとルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険度の状況によっては、委託先から連絡をもらい連携する場合がある</li> </ul>
	加害者プログラムとの関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性を確認の上、本人に加害者プログラム受講の意思がある場合は紹介</li> </ul>
今後の見通し	運用上の課題・障壁と解決策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応日を増やしたが、相談需要に対応しきれない現状がある</li> </ul>

3.3.6 自治体 B

表 20 自治体 B のヒアリング結果

設問		回答
基本情報	受付の方法・流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットで「男性相談」と検索し、当該センターの相談窓口を見つける相談者が多い</li> <li>・地域の役所や警察からの紹介もある。警察には配偶者暴力相談支援センターのパンフレットを置いている</li> <li>・原則匿名相談であり、任意で名前を確認する。面接相談に繋げる場合には、確実に連絡先と氏名を確認する</li> </ul>
	受付の対象範囲・利用者属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を「男性の DV 被害者」に限定している。この男性被害者用窓口とは別に週に 2 回、DV に悩む男性向けの相談窓口も設置。後者では加害者が主な想定だが、被害者からの相談も受け付けている</li> </ul>
	費用・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は無料。時間制限は特に設けていない</li> <li>・DV 被害者電話相談は平日 9:00～21:00、DV に悩む方の電話相談は週 2 回の 18:00～21:00 に受付</li> </ul>
	対応件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性のための DV 相談件数は 1,032 件（令和元年度）</li> <li>・1,032 件のうち、DV に悩む方の相談は 59 件</li> </ul>
	相談主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の方の相談では、配偶者や恋人など親しい関係にある人からの、身体的・精神的・経済的・性的暴力の悩みに対応</li> <li>・DV に悩む方の相談では、配偶者などへの暴力等の悩みに対応</li> </ul>
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力はやってはいけないことという前提で話す、相談者本人が抱えている課題に沿った形で解決方法を考える</li> </ul>
組織体制・業務プロセス	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV 被害者相談は、女性相談員 2 名、男性相談員 1 名で実施</li> <li>・DV に悩む方の相談では、男性相談員 6 名で実施</li> </ul>
	男性相談員の設置有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別要件は設けていないが、DV 被害者相談、DV に悩む方の相談ともに男性相談員がいる</li> </ul>
	相談後フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口ごとに、居住地域、年齢、家族構成など無理のない範囲で聞き取りをしてケースファイルを作成し、次の相談に繋げられるようにしている</li> <li>・相談が途切れた場合に、センター側から連絡を取ることではない</li> </ul>
	新型コロナウイルス発生前後の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルス発生前後で組織体制の変更などはしていない</li> <li>・件数の増減の点では、コロナウイルスによる影響は感じていない</li> <li>・相談内容では仕事が少なく収入が減った、家にいることで喧嘩が増えたなど、影響を受けている相談が出てきている</li> </ul>
人材・スキル	相談員に求める資格・経験・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV 被害者の相談では、資格要件を設けていない。採用に当たっては知識、技能などの一般的な項目に加え、教員・カウンセラー等の経験は参考にする</li> <li>・DV に悩む方の相談はより専門性が高いため、6 名の相談員全員が精神保健福祉士</li> </ul>
	相談員の人材育成の状況・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談業務には高度な知識や経験を要するため、資質向上のために研修を実施するとともに、他機関での研修への参加も促している</li> </ul>
	相談員の安全確保・メンタルケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数年前から、配偶者暴力相談支援センターが入居している庁舎が配置している警備員とは別に、来庁目的等を確認する警備員を配置している</li> <li>・相談員に限らず全職員を対象に年 1 回ストレスチェックを行い、不調を見落とさないように対応している</li> </ul>
多機関連携	連携機関・内容・情報共有のフローとルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待が疑われるケースについて、児童相談所に通告したケースが年間 1～2 件ある。虐待である旨を相談者に伝えて、市町村等の窓口で連絡すべきだと被害者自身にも伝えている。なお、これまでの該当ケースは、もともと児童相談所が関与していることを把握しており、再通告の位置づけであった</li> <li>・法律相談を必要とする場合は法テラスが使える旨を説明している</li> <li>・ケース会議に参加することはない。匿名対応であるため、個別ケースに直接関与することはない</li> </ul>
	加害者プログラムとの関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV に悩む方の相談にて、加害者プログラムの話やアンガーマネジメントについて助言をすることがある</li> </ul>

設問		回答
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者プログラムは十分に把握しきれていないため、推薦というより紹介、本人が調べるように案内している</li> </ul>
今後の見通し	運用上の課題・今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者視点からのみ話を聞いていると、どちらが加害者で、どちらが被害者か断定できない。被害者としての相談を受けていても、加害者としての要素がある場合がある。DVか否かをセンターとして判断するわけではないため、対応方針に悩む</li> </ul>

### 3.3.7 自治体 C

表 21 自治体 C のヒアリング結果

設問		回答
基本情報	受付の方法・流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシを、市役所、区役所、市民館、図書館、近隣の男女センター、市内相談機関等へ配架。名刺サイズのカードは、協力を受け入れた市内施設に対して、相談者が人目を気にせず手に取りやすい場所へ設置を依頼。その他、HP 掲載も実施</li> <li>・男性相談は、電話相談のみ</li> </ul>
	受付の対象範囲・利用者属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の対象者は男性。ただし、性自認が男性に近い女性からの相談も受け付ける。年齢は不問</li> </ul>
	費用・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週 1 回、18:00～21:00 に実施。相談は無料（通話料はかかる）</li> </ul>
	対応件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元（2019）年度相談件数は 187 件（無言 64 件を含む）</li> <li>・10 代～70 代まで幅広い年代の方から相談がある</li> </ul>
	相談主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場や家族とのコミュニケーション、孤独、セクシュアリティの悩み等が寄せられている</li> <li>・DV 加害・被害に関する相談件数は 1 桁程度と少ない</li> </ul>
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・N/A</li> </ul>
組織体制・業務プロセス	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性相談員が対応</li> <li>・回線は 1 回線。シフト体制</li> </ul>
	男性相談員の設置有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の相談員が男性の相談を担うというのは、自治体の基本方針</li> </ul>
	相談後フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・N/A</li> </ul>
	新型コロナウイルス発生前後の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者から「コロナ」というワードが出ることもある。（例：コロナで外出自粛や就労の状況が変わり、家に居る時間が増えた。そのため、家族と顔を合わせる時間が増え、関係性が悪化した等）</li> </ul>
人材・スキル	相談員に求める資格・経験・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を担うものは、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、保健師、その他豊富な相談業務経験を有するものとしている</li> </ul>
	相談員の人材育成の状況・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、男性相談員の養成研修は実施していないものの、カンファレンスや SV、研修を通じて育成を行っている</li> </ul>
	相談員の安全確保・メンタルケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期は、月に 1 度、現在は隔月に 1 度カンファレンスを開催</li> <li>・SV を実施し、相談員対象の研修も実施</li> <li>・相談内容によっては、上記だけでは足りない場合もあり、適時、相談マネージャーからの報告を受けて、事務局内で必要な対応を取るようになっている</li> </ul>
多機関連携	連携機関・内容・情報共有のフローとルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性 DV 被害者からの相談：県と連携しながら、市の DV 相談支援センターを中心に相談支援を行う。男性のための電話相談では、必要に応じて市の DV 相談支援センター等と連携しながら対応に努める。※市 DV 防止・被害者支援基本計画（令和 2 年）</li> <li>・男性 DV 加害者からの相談：男性のための電話相談では、DV 加害者からの相談実績はほとんどないものの、相談があった際は、必要に応じて県配偶者暴力相談支援センター「DV に悩む男性のための相談」を案内し、相談者本人が DV 相談窓口につながることを促すよう対応している</li> </ul>
	加害者プログラムとの関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性のための電話相談では DV 加害者からの相談実績はほとんどないため、これまでの対応において、DV 加害者プログラムの紹介実績はないと思われる</li> <li>・今後紹介する場合は、「DV 加害者プログラム」の実施団体を紹介することは避け、そのワードを伝えて相談者自らが実施団体を検索するなど、自らが繋がることを促すことを基本に対応することとしている</li> </ul>
今後の見通し	運用上の課題・今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性相談を担う男性の相談員の継続的な確保が課題</li> <li>・現状、男性を対象とする相談開設日の少ないセンターが多い中、例えば週に 1 回程度の業務に専念できる者は少ない。近隣のセンターで、まとめて担うことができる体制があれば、男性相談を担う者も、ある程度まとまった仕事になり、専従できないまでも、比重を置くことができるようになるのではないか</li> </ul>

設問	回答
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が予算的な支援と研修講師の紹介などを行うことで、近隣の複数のセンターで集まった研修ができると、より効率よく、相談員養成をできる可能性もある</li> <li>・男性相談の相談員に限らず、相談員や相談業務に従事する者に対する対価の考え方には、改善する余地が大きい</li> </ul>

### 3.3.8 自治体 D

表 22 自治体 D のヒアリング結果

設問		回答
基本情報	受付の方法・流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市 HP、財団 HP、広報誌、チラシで周知し募集</li> <li>・相談者が事務所へ直接または電話で相談予約をする。面接相談か電話相談か、および相談を行う希望の時間帯を聴取し受付表に入力する</li> </ul>
	受付の対象範囲・利用者属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住、市内に勤務地がある等の男性</li> <li>・令和元年度実績では、利用者の年齢は 30 代から 70 代</li> </ul>
	費用・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 回 30 分以内</li> </ul>
	対応件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度実績：対応件数 75 件</li> </ul>
	相談主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事の悩み」「夫婦関係の悩み」「生き方の悩み」「情報・暮らしの悩み」</li> <li>・令和元年度実績では、DV に関する相談の件数は 1 件</li> </ul>
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・N/A</li> </ul>
組織体制・業務プロセス	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の相談員 1 名による毎月第 2 水曜日・第 4 土曜日の面接相談または電話相談で、1 回 30 分の予約制</li> </ul>
	男性相談員の設置有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性相談員が対応・男性の内面（特に思考や欲求そして感情）が語られやすい点が利点</li> </ul>
	相談後フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・N/A</li> </ul>
	新型コロナウイルス発生前後の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性相談の対応体制や業務プロセスについては変化なし</li> </ul>
人材・スキル	相談員に求める資格・経験・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部機関に委託している</li> </ul>
	相談員の人材育成の状況・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育成は行っていない</li> </ul>
	相談員の安全確保・メンタルケア内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・N/A</li> </ul>
多機関連携	連携機関・内容・情報共有のフローとルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性相談については不明。当該センターの女性相談ではまず警察に行くことを勧める。了承の場合は本人同意を確認し警察に連絡。その後上司に報告。説得しても警察に相談したくない場合は配偶者暴力相談センター、児童相談所などの支援機関を伝達。</li> <li>・警察など関係機関への連絡は相談員がするか本人がするかも相談。相談員がする場合は氏名の伝達の可否も確認する。</li> </ul>
	加害者プログラムとの関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性相談については不明。女性相談については、前例がない</li> </ul>
今後の見通し	運用上の課題・今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談予約から実施に相談を行うまでにタイムラグがあるため、当日のキャンセルが発生してしまう点が課題</li> </ul>



### 3.3.9 自治体 E

自治体 E では、家庭相談の一環として DV 相談も受け付けている。令和元年度実績においては、1 年間における全 1697 件中、DV に関する相談は 53 件であった。当該自治体では加害者プログラム利用助成事業を行っており、DV 相談を受けた場合には、内容に応じて助成事業の紹介することもある。ただし、プログラムを実施している団体を紹介することはなく、インターネット等で調べることを勧めている。

助成金の交付対象となる経費は、DV 加害者プログラムの利用に要する経費のうち事前相談に係るものとし、加害者 1 人につき 12,000 円を上限とし、加害者の受講にあたり被害者も事前相談が必要な場合には、加害者に加え被害者 1 名につき 12,000 円を助成している。各事業が提供するプログラムに関して条件はない。申請は加害者本人からの申請により受け付けるが、被害者も加害者の受講を希望していることを条件の 1 つとする。あくまでも申請者が自身で選んだ団体が提供する加害者プログラムを利用した場合の費用助成制度のため、加害者のリスクアセスメント等は行っていない。

## 4 考察

全 18 回にわたるプログラムの試行実施と各種ヒアリング調査に加え、検討会を通じて議論されたことも踏まえ、本研究の考察として、現行法の下での加害者プログラムの試行実施に関する成果と課題を以下に記す。

### 4.1 被害者支援における加害者プログラムの位置づけ

はじめに、被害者支援における加害者プログラム活用について論じる際の前提として、プログラムの目的と対象者について記載する。

#### 4.1.1 プログラムの目的

プログラムの目的は、加害者に自らの暴力の責任について認知させ、行動を変容させることにある。ここでの行動変容とは、暴力的・支配的な態度をとることなく人と接することのできる、脱暴力の到達・維持を指す。プログラムという手段を用いて加害者の認知変容・行動変容を起こすことは、DV 被害者への更なる加害を防止し、安全を高めるものとして、被害者支援の一環に位置づけられている。

プログラムにより加害者の認知変容・行動変容が起こると、結果として加害者と被害者の関係が修復される場合がある。人によってはプログラム受講の動機に関係修復が含まれることもあるが、これはあくまでプログラムがもたらす可能性のある結果であり、目的ではない。

本年度試行実施においても、参加者がプログラムを通じて自らの暴力について認知変容・行動変容を起こすことを目的とし、プログラムが実施されている。

#### 4.1.2 プログラム受講対象者

プログラムの受講対象は、パートナーに対して身体的・精神的暴力を行使した、受講の意思がある者であり、受講は任意である。その上で、プログラム内容が効力を持ちうる範囲、実施者の安全性確保の観点から、一定の条件に該当する者は受講対象外とすることが推奨される。

本年度試行実施においては、4名の参加者全員がパートナーに対して身体的あるいは精神的暴力を行っており、いずれも本人に受講の意思が認められた。実施団体 A は受講対象外となる条件を「アルコール依存・薬物依存・精神疾患がある場合、グループワークができない場合等」と設定し、インテークを3回行ったうえで対象外の条件に該当しないことを確認した上で受講を開始している。

また、平成 16 年度の千葉県・東京都での試行実施では被害者の安全確保の観点から参加者とパートナーが別居状態であることを受入れ条件にしていたのに対し、本年度は実施主体と

なった実施団体 A の実施基準に基づき、パートナーとの別居・同居を参加受け入れ基準に含めていない。結果として、プログラム参加者としてパートナーと同居状態にある者を受け入れた。パートナーと同居している者を参加者として受け入れる際には、被害者の安全確保に一層注意することが重要である。

#### 4.1.3 プログラムの試行実施の成果

##### (1) 参加者の変化から見る成果

プログラムの参加者について、プログラム実施内容から見える変化、グループワークによる自己開示などによる変化の観点で確認を行った。

4名の参加者のプログラム受講中の発言内容から、変化がみられた。

###### ①意識の変化

- ・男・親・夫として一家を引っ張る責任感で自分の考えを押し付けすぎたことへの自覚。
- ・パートナーや子どもを「人」として認めることができていなかったことへの自覚。

###### ②行動の変化

- ・「タイムアウト法<sup>8</sup>」を学び、暴力をコントロールするようになった。
- ・自分でお酒の飲み方を注意しはじめた。身体的暴力も起こっていない。
- ・妻への感謝を素直に表現できるようになった。

##### (2) 試行実施の成果

これまでの調査研究の結果を踏まえ、試行的にDV加害者プログラムを実施する上で、自治体を実施主体として、これまでの取組でノウハウを蓄積してきた地域の民間団体と連携できたことはひとつの成果と考える。

#### 4.2 試行実施からの課題

##### 4.2.1 プログラムの位置づけに関する課題

###### (1) プログラム受講が任意であることによる参加者層の限定

プログラム受講は任意であるため、①被害者から加害者に受講の提案が可能であり、かつ加害者もその提案を受け入れることができる関係性であるとき、②加害者自身にプログラム受講の希望があるときに受講が実現する。すなわち、被害者が加害者の強い心理的・物理的

---

<sup>8</sup> 怒りの感情を制御するために、その場を離れること。アンガーマネジメントの方法の一つ。

抑圧もしくはコントロール下にある場合や、加害者に自身の暴力行為についての認知が全くない場合など、リスクが高い加害者ほどプログラムに繋がりにくいと言える。

実際に本試行実施で参加者がプログラム受講に至った経緯は、下記の3種類に該当している。

1. 児童相談所からプログラムの紹介を受け、参加者が受講を希望
2. パートナーが配偶者暴力相談支援センターに参加者の暴力について相談したところ、加害者プログラムについての情報を得て、パートナーが参加者に直接プログラム受講を提案し、参加者が受講を希望
3. パートナーから暴力について指摘を受けた参加者が、自らプログラム受講を希望し、プログラム実施団体へ連絡

児童相談所、配偶者暴力相談支援センターがプログラムの紹介をすることが受講のきっかけとなっていることは、着目すべき点である。このように、被害者や加害者に接点を持つ機関がプログラムの存在を認識し、情報提供として紹介する等の役割を担うことは加害者へのアプローチの一つの方法として有効である。

現行制度の下では、プログラム受講の動機付けがされている加害者にアプローチし、暴力の抑止および悪化を防ぐ取組を続けることが想定される。さらに動機づけ面接を続け、児童虐待と関連したDV加害者としての自覚を促すアプローチの工夫等も行い、任意参加では動機形成が難しい加害者への対応も想定される。その上で、リスクの高い加害者については対応の仕方を検討し、実際にプログラムに繋ぐ仕組みを構築することが課題となる。

## (2) 加害者のリスクアセスメント指標とプログラムの実施基準の検討が必要

加害者のリスクアセスメント指標が定められていないため、現時点においては、被害者支援施策として適切なプログラムの実施基準が明確ではない。プログラムを被害者支援の一環として推進するためには、国による一定の実施基準をガイドラインとして策定することが必要である。

本試行実施において、実施団体 A では、インテーク時に数種類のインテーク用シートを用いて、プログラム参加希望者とそのパートナーに暴力の状態や自己認識を確認している。「4.1.2 プログラム受講対象者」で述べたように、「アルコール依存・薬物依存・精神疾患がある場合、グループワークができない場合等」にはプログラム対象外とすると定めている。このように、一定の条件を以てプログラム対象者を限定することはリスク管理の観点からは意義があるとの意見も検討会では示された。しかし、現時点においては国において明確なリスクアセスメント指標が構築されておらず、実施者の独自な取り組みに基づいて危険度を判

定しているため、リスクアセスメント指標の開発が重要な課題となる。その際、ケースによっては被害者を通じた加害者のアセスメントという視点も加味されることが望ましい。

なお、今回、児童相談所の紹介を受けてプログラムに繋がった参加者に関しては、以前から参加者と接点のあった児童相談所のケースワーカーがプログラムの継続的な参加可能性について判断を行った。

#### 4.2.2 加害者プログラムを含む DV 被害者支援のための多機関連携に関する課題

加害者プログラム実施においては、多機関が連携し、それぞれの役割に則った対応を進めることが重要となるが、加害者対応に係る各機関の役割が明確に定められていないこと、機関同士の連携に係るルールが整備されていないことが課題として浮かびあがった。

##### (1) 配偶者暴力相談支援センターの役割の検討が必要

DV 対応において、被害者支援の中核を担うのは、配偶者暴力相談支援センターである。配偶者暴力相談支援センターは被害者からの相談を受け付け、相談機関の紹介やカウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護などの業務を行っている。被害者支援の一環として加害者プログラムを活用する上で配偶者暴力相談支援センターが果たすことのできる役割として、下記が考えられる。

- ・被害者への加害者プログラムの紹介
- ・プログラム実施期間中・前後の被害者の安全確保

本試行実施においては、広島県より配偶者暴力相談支援センターへ試行実施の案内がされていたことから、配偶者暴力相談支援センターが相談に来たパートナーに対してプログラムを紹介したことがきっかけとなり参加に至るケースがあった。一方、民間団体 A が通常、実施している DV 加害者プログラムの参加者には、これまで配偶者暴力相談支援センターの紹介を通じて参加に至った者はいない。今後は、暴力を主訴として取り扱う男性相談等の加害者担当機関に加害者がつながっている場合には、被害者の「同意」のもとで配偶者暴力相談支援センターが男性相談等の加害者担当機関に連絡を取り、その加害者担当機関から加害者にプログラムの紹介を行ってもらうなどの働きかけをすることは可能だと考えられる。

被害者の安全確保について、本試行実施では、トラブルが生じた場合は、第 1 に警察に通報、第 2 に広島県経由で配偶者暴力相談支援センターと連携する体制としていた。夜間帯等の配偶者暴力相談支援センターが稼働していない時間もあるため、その場合警察に連絡を取るべきこと、被害者が 24 時間連絡を取ることができる体制や実施基準の整理等が課題となる。

## (2) 関係機関同士の連携のための情報共有体制・ルールが未整備

関係機関が連携し、情報を共有することは、DV への対応を進める上で重要となる。とりわけ加害者プログラム実施に際しては、関係機関の連携と情報共有が、下記の観点から必要となる。

1. 被害者の安全確保
2. 緊急時における警察との連携
3. DV と児童虐待の重複ケースの検知と対応
4. 相互理解の促進

本試行実施に関与した機関は、配偶者暴力相談支援センター、警察、県の健康福祉局子ども家庭課、児童相談所、弁護士会、プログラム実施団体である。試行実施における各機関の役割は下記の通りであった。（表 23、図 1、図 2 を参照）

表 23 試行実施における関係機関の役割

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康福祉局子ども家庭課：プログラムの広報、関係機関との連携調整</li><li>・ 児童相談所：プログラムを参加希望者に紹介</li><li>・ 配偶者暴力相談支援センター：緊急時の連絡受付、プログラムを所管している行政部署をパートナーに紹介</li><li>・ 警察：緊急時の通報先</li><li>・ 弁護士会：プログラムの紹介</li><li>・ 市町の DV 担当課：プログラムの紹介</li><li>・ プログラム実施団体：プログラムの実施</li></ul>
---

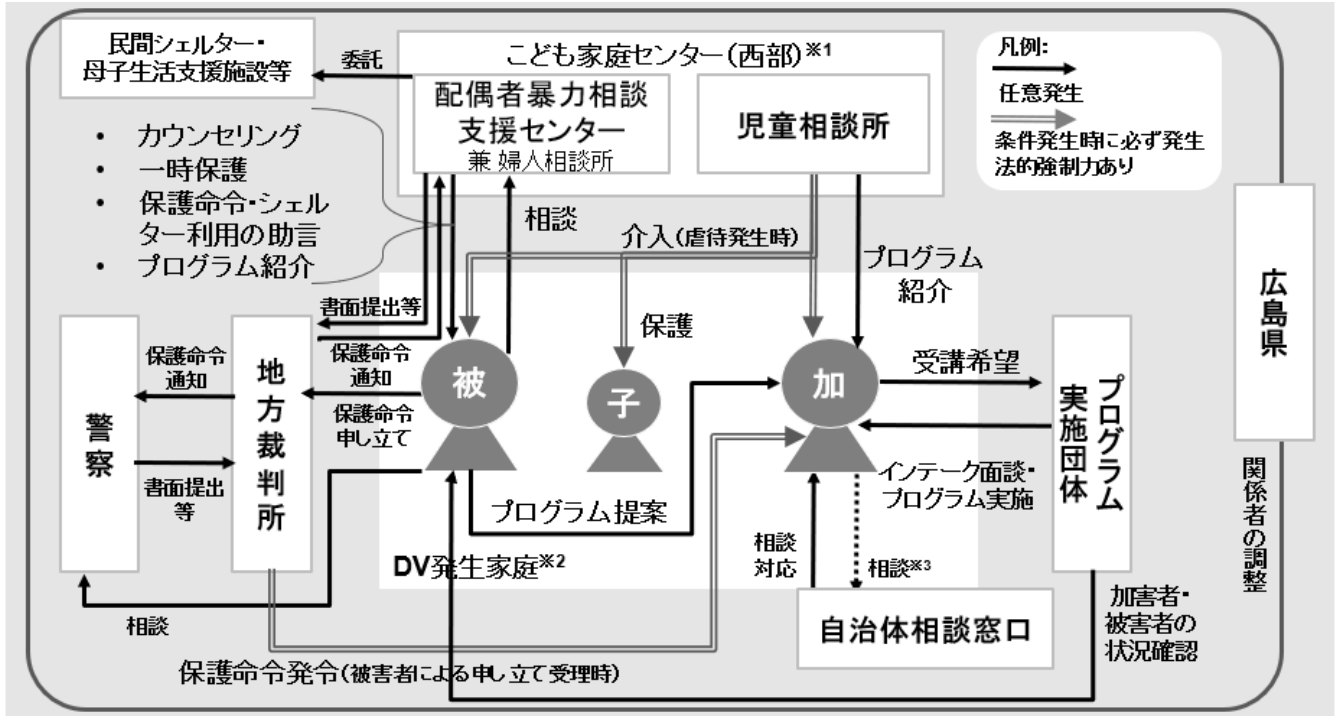


図 3 令和 2 年度の広島県試行実施における DV 対応機関相関図

※ 1 : 西部、東部、北部の 3 箇所がある。広島市については別途広島市児童相談所、広島市配偶者暴力相談支援センターが設置されている  
 ※ 2 : より実践的にエコマップを機能させるためには、個別ケースについてジェノグラムを作成することが好ましい  
 ※ 3 : 広島県では、自治体相談窓口以外にも、配偶者暴力相談支援センター等が加害者の問い合わせに応じて対応をしている

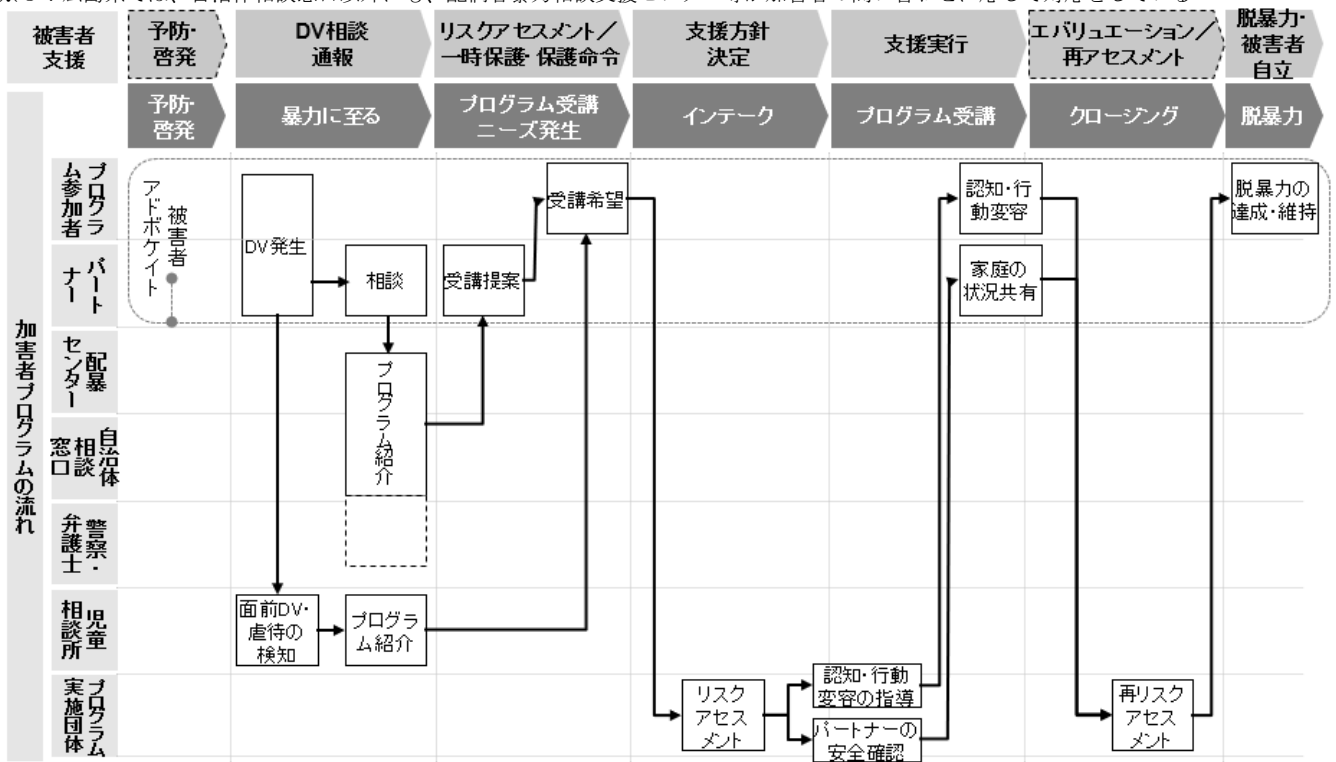


図 4 広島県試行実施における被害者支援のための加害者プログラムの流れ

※図 2 について、今後より一層の支援充実が求められると考えられる箇所は点線で示している

3について、児童相談所での虐待対応を発端としてDVが検知され、加害者対応に繋がる可能性は高い。広島県では、児童相談所が通告・相談を受けた事案に関してDVがあると判断した場合、被害者へ配偶者暴力相談支援センターの紹介を行う。児童相談所から配偶者暴力相談支援センターへの情報連携ルールはないため、今後両者の間で被害者に関する情報の直接のやり取りを行う場合のルール整備などが必要となる。

4について、実施機関同士の相互理解を促進するため、定期的に意見交換の場をもつことが重要になる。広島県では、こども家庭課の主催で、DV支援、対策をテーマに裁判所、警察署、弁護士会、配偶者暴力相談支援センター等が集まる連絡会議を開催しており、連絡会議では県や各機関の取り組みを報告したり、外部講師を招いた研修が開かれたりする等、相互理解の場となっていることが伺われる。今後は、実施回数を増やし、より恒常的な意見交換を可能にするなどの取り組みが考えられる。さらに、将来的には被害者が配偶者暴力相談支援センターに相談しており、当該加害者が加害者プログラムを受講している場合には、両方の機関が個別ケースについてのカンファレンスを行い、ケースワーク上の調整も行えるような仕組みを構築することが望ましい。

### (3) 男性相談と加害者プログラムの接続促進

受講が任意である中、自発的なプログラム参加の機会を増やすためには、加害者へのアプローチが必要となる。加害者プログラムの入り口として、「男性相談体制」の構築が一つの策となる。DVに自覚的、あるいは周囲から指摘を受けるなどして相談窓口に来所する加害者は、受講の動機付けが高い。

広島県では男性相談窓口を設けていない。そのため、自身の行動変容を望む加害者がいた場合でも、その存在を検知し、積極的に対応することは困難である。現状は、加害者から配偶者暴力相談支援センターへ相談の連絡が入ることがあり、その際プログラムの情報提供等を行うことはある。今後、男性相談窓口を整備し、加害者との接点を持つことが課題となる。

全国の男性相談体制の調査からは、相談窓口として積極的にプログラムを紹介している例は見られなかったが、加害者本人から加害行為をやめたいとの希望があれば、プログラムの検索を促すなどの対応をしている機関はあった。相談者に加害者プログラムを紹介した場合であっても、その後相談者が実際にプログラムを受講したかについての把握は難しく、紹介先のプログラム実施団体と相談者について情報共有をすることは守秘義務の観点から実現し難い。

積極的な紹介が難しい理由には、自治体としてプログラムの内容把握が難しいこと等が挙げられている。しかし、相談のみでは加害者の行動変容の効果を判断することは難しいことから、加害者プログラム実施団体との連携は不可欠との声や加害者プログラム実施団体が男



性相談機能を併せ持つことが期待される旨の意見が男性相談を実施する機関から聞かれており、連携の需要は認識されていると言える。

今後、男性相談窓口が加害者プログラムの入口としての機能を拡充するためには、プログラムの認知度を高めることや、自治体としてプログラムの実施基準を定め、その内容を把握し、被害者の安全確保体制を整えることが課題だと考えられる。

#### 4.2.3 プログラム内容・回数・広報・参加費・効果・実施団体に関する課題

「3.1 広島県 実施団体 A による加害者プログラム試行実施結果」を基に、プログラムの内容・回数・広報・効果・料金・実施団体の役割に関する課題を下記で考察する。

##### (1) プログラム内容

加害者プログラムの内容は、「4.1.1 プログラムの目的」で述べたように、加害者に自らの暴力の責任について認知させ、行動を変容させる、脱暴力の達成・維持をもたらすものである必要がある。

実施団体 A では、ジェンダーによる分業意識を解消するためのアプローチや、パートナーとの対等・平等な関係性について知るためのアプローチ等を通じて、参加者の認知変容・行動変容を目指している。ただし、現行制度では加害者プログラムへの参加が指示されないこともあり、自治体の DV 相談窓口や児童相談所などの公的な機関が推奨しづらい<sup>9</sup>こと、被害者支援を行う民間団体において加害者プログラムの効果への懐疑的な気持ちが生じ、被害者支援と加害者対応を両輪で進める方針となりづらいこと、実施を担う民間団体が公的な資金を得難いこと等の課題がある。

DV 加害者は、暴力の種別や程度など、人によって異なる背景を持つ。そのため、プログラムとしても様々な特性に対応できるように、複数の選択肢があることが望ましい。さらには、加害者とプログラムの相性についても検証されると良い。多様なプログラムの選択肢を提示するためには、担い手となる実施者の育成が不可欠となる。広島県では、県として把握している実施団体が実施団体 A のみに限られているため、参加者の特性に応じたプログラムの選択が難しいという課題がある。

---

<sup>9</sup> 「効果検証されたプログラムでなければ推奨しない」という方針は、諸外国において採用されていない。英国やオーストラリアでは、「可能であれば、公的な実施基準を満たしているか否か」で判断されている。

## (2) プログラム回数

加害者プログラムは、継続して通い続けることができ、かつ、脱暴力に対しての一定の効果が見込まれる回数に設定する必要がある。

試行実施では、令和元年度「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」で示された、経験の蓄積がある団体が目安としている 18 回を最低限の回数として設定した。そのため、本試行実施を行った実施団体 A においては、通常 52 回のプログラムを実施しているところ、参加者の認知変容・行動変容を実現するために特に欠かせない要素を抽出し 18 回に改編して行った。回数を検討する際に考慮すべき観点には、週あたりの開催頻度もある。実施団体 A では、通常時は毎週土曜日の午後と水曜日の夜の週 2 回開催しているため、参加者が週の予定に合わせて出席することができる。一方、試行実施については、土曜日午前の週 1 回のみで開催しており、これが欠席の一つの要因になったと考えられる。グループワークを前提とする場合には、一度に複数名の参加が必要であることも鑑みて、回数と開催頻度を適切に定めていくことも求められる。

## (3) プログラム広報

加害者プログラムへのニーズを持つ人物が参加に至る可能性を高めるためには、地域の関係機関がプログラムを認知し、対象者にプログラムの紹介をすることが重要である。特に広報の期間が限られている試行実施の場合、プログラム受講の動機付けがされている対象者を短期間で集めるためにできる工夫として、①広報期間の確保としてプログラム開始の数か月前から広報を開始すること、②潜在的な対象者と接点を持つ可能性の高い機関と連携すること、③プログラム開始後にも一定期間途中参加を認め、継続的な募集をする、あるいはプログラムの実施クール数を増やすこと、がある。

上記工夫について、今回の試行実施と照らし合わせ、課題を考察する。

- ① 事前の広報に関して、6 月から 10 月初旬まで、約 4 か月の広報期間があった。結果として参加に至ったのは 4 名である。参加者を増やすためには通年募集が望ましいとの声が広島県こども家庭課より課題として挙げられている。
- ② 他機関との連携について、今回試行実施では、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察、弁護士会、市町に対して試行実施の呼びかけを行っている。結果として、数名が児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの紹介を通じて参加に至ったが、その他にも弁護士や警察からプログラムに繋ぐルートも想定される。しかし、弁護士、警察の双方から、加害者に直接、プログラムを勧めることで加害者の逆上を招き、被害者へ危害を加えることも想定されることから、慎重に行うことが必要との意見が出された。

- ③ プログラム開始後の途中参加について、今回試行実施では最も参加が遅いケースで、7回目を初回参加とした。プログラムのニーズは通年で発生するため、途中参加者を認める場合には途中参加後のフォローが求められる。プログラムの実施クール数を増やす場合には、複数のタイミングでの参加が可能であるため、途中参加を認める場合と同様、通年で発生するニーズに対応できる。このとき、実施者や実施場所を確保することも考慮しなければならない。

また、プログラムの認知と紹介に際しては、後述の効果検証も課題となる。行政が地域にプログラムを普及する際には、プログラム受講後に暴力が再発しないか等の観点から、効果についての一定の評価が組み込まれていることが望ましい。

#### (4) プログラム参加費

プログラム料金は、参加者の動機を高めることができ、かつ、経済的負担から受講が断念されないような金額とすることが望ましい。料金の設定が低額の場合には受講動機の低下リスクやプログラム実施団体が経営困難に陥る恐れがあり、反対に、高額であればプログラムへの参加を希望していても、財政的に支払いが難しいために断念する可能性が懸念される。

本試行実施において、参加費は「参加回数に関わらず、1名あたり5,000円の参加費徴収」と設定された。結果として4名の参加者が集まり、最後まで離脱することがなく続けられた。

#### (5) プログラム効果

プログラムの効果が測定・検証されることは、助成基準を定めて、公的にプログラムの活用を推進する上でも重要である。

本試行実施では、プログラムが及ぼす参加者の認知変容・行動変容への影響について、参加者自身の発言からの推測に加え、プログラム実施前後のアンケートにより評価を行った。アンケートの回答結果からは、全体として、参加者が自身の性別分業意識を認知したこと、パートナーが参加者の変化を感じ、自身の気持ちや状況が改善したと捉えていることが読み取れる。ただし、参加者による回答はあくまで自己認識であること、パートナーの回答は、参加者からの心理的支配・抑圧に影響を受け得ることは今回の評価方法の限界点であり、課題である。パートナーの回答結果が参加者を通して提出された例もあり、この場合、回答が参加者の目に触れることを考えて、率直な回答を記載できていない可能性は高まる。今後、客観的なプログラム効果の評価を行うために、「身体的暴力をふるったか」「声を荒げたか」等、より具体的な行動変容に着目することが考えられる。

## (6) プログラム実施団体

プログラム実施団体については、資質・役割の明確化と、人材の育成が必要である。

プログラムを用いて加害者の脱暴力・維持するためには、ファシリテーターの役割や資質を明確にすること、定期的な研修を受け、スキルの維持・向上を行うことが不可欠となる。現時点においては、ファシリテーターの経験値に頼るところが多いことから、全国展開を視野に入れた場合、今後は実施の際にファシリテーターが留意すべき点も含めた設計が必要である。

プログラム実施者の安全を守り、実施について客観的なフィードバックを得るためには複数人での対応が必要であること、地域において参加できるプログラムの選択肢を増やす必要があることから、実施者の育成が重要となる。実施者養成講座の研修を受けたものであっても、時間的・金銭的な余裕がなく、プログラムを立ち上げる人材は少ないことが指摘されている。

## 5 本事業のまとめと、今後の検討の方向性

本事業では、広島県においてプログラム試行実施を行うことでプログラム活用の現状と課題を整理した。研究のまとめとして、成果と加害者プログラムを被害者支援において一層活用するための対応方針案と、今後も継続的な議論が必要な論点を記載する。

なお、本章の記載はあくまで本年度事業の調査結果からの考察である。今後議論を一般化していくためには、来年度以降の試行実施も含め、更なる調査が必要であることに留意されたい。

### 5.1 本事業のまとめ

本年度試行実施の成果は、「加害者プログラムをどのように活用すれば被害者支援に資することができるのか」という命題に対し、①広島県とプログラム実施団体 A が加害者プログラム試行実施を行い、さらに関連する DV 対応を担う関係機関と広島県へのヒアリング調査および全国の男性対応（相談窓口・カウンセリング）ヒアリング調査と、調査結果を受けた検討会討議によりプログラム活用の現状と課題を整理することで、実践的かつ具体的な検討材料をまとめた点にある。

繰り返しとなるが、今後被害者支援の一環として加害者プログラムの活用を検討するためには、さらに多くの地域において試行実施を行い、検討のための継続的な調査を行うことが重要である。

### 5.2 今後の検討の方向性

現行法制度（DV 防止法を指す）の中で加害者プログラムの一層の活用を検討するとき、プログラムへの参加が強制力を持たないこと、DV 対応に関与する機関の役割の抜本的な変更はなされないことが前提となる。その前提の上で、4章で整理した課題のうち、今後特に検討を深める必要があると考えられる点について、検討の方向性を以下に記載する。なお、現行法制度の下で加害者プログラムへの参加に繋がるのは、パートナーから参加の勧めを受けた者や、過去に DV で離婚経験があるために暴力を繰り返したくないと望んでいる者など、すでにプログラムに参加するための動機付けがされている層が想定される。現時点では、動機付けがされている層から、暴力の抑止および悪化を防ぐ取組を続けていくことが想定される。

#### 5.2.1 リスクアセスメント

プログラムに参加する加害者についてリスクアセスメントを行うことは、被害者の安全を最優先としてプログラムを進めるために必要である。パートナーと同居をしながらプログラムに参加するようなケースでは、参加者の暴力の程度等、プログラム中に妻への重大な暴力のリスクが高まっていることがアセスメントによって判明したときに備えて、適切な対応に繋げるための仕組み／連携方法を用意しておくことが必要である。また、リスクアセスメントを行うことで、一定程度の認知変容・行動変容が期待される層にプログラムを適用することができるようになる。本試行実施の結果、国としてリスクアセスメント指標を構築してい

ない中では、アルコール依存や薬物依存等、一定の条件を以てプログラム対象者を判断している現状が明らかになっている。これはリスク管理の観点から意義があるものの、妥当性については引き続き検討が必要となる。

今後は、使用可能なリスクアセスメントツールの検討及び開発を進めることや、リスクアセスメント結果を加害者の認知変容・行動変容に向けたアプローチに繋げるための手法等について検討を深めることが望ましい。

## 5.2.2 多機関連携

プログラム実施にあたって地域の機関が連携して対応を進めることは、被害者の安全確保や、虐待とDVの重複ケースへの対応、各機関との相互理解の推進等の観点から重要となる。下記では、配偶者暴力相談支援センターが中核を担う被害者支援において、検討会で特に重要だと指摘された警察、児童相談所との連携について記載する。

### (1) 警察との連携

警察との連携は、主に①加害者をプログラムに繋ぐ経路の整備、②被害者の安全確保の2点から重要となる。

①について、警察がDV対応に関与する場面は多いため、DV関連のトラブルに臨場した際や被害者から相談を受けた際などに、プログラムについての情報提供等の紹介を行うことが考えられる。ただし、受講に強制力が発生しない中で加害者にプログラムを勧めると加害者の逆上を招く危険性もあるため、リスクについても慎重な配慮をしながら、ケースに即して紹介の仕方を工夫する等の検討を進める必要がある。今回の試行実施では、警察を経由したプログラムの参加例はなかったため、今後の試行実施では一つの経路として検討したい。

②について、加害者プログラム参加者とパートナーの間でトラブルが発生する等、緊急の際には警察との連携が不可欠となる。特に、参加者がパートナーと同居している場合には、被害者支援機関が被害者と連絡を取り合うとともに、危険度が高いと判断した場合には、警察とも連携してシェルター利用を勧められるような連携体制が求められる。今回の試行実施においても、トラブル発生時には、被害者支援機関・プログラム実施団体から警察へ通報する体制を敷いていた。引き続き、被害者の安全確保に向けて警察との連携を維持・強化することが重要となる。

## (2) 児童相談所との連携

配偶者間に子どもがいる場合、DVを検知し、プログラムに繋げる上で、児童相談所との連携は欠かせない。児童福祉司、児童心理司といった児童相談所の人的体制をもとに、保護者支援のケースワークの中でDVの視点を強化することも考えられる。このとき、虐待ケースで家族再統合を目指す場合は、DVでは被害者の自立に向けてDV加害者との分離が目指されることが多いため、同一家庭内で起きた児童虐待とDV被害者支援のありかたについて、今後の整理が必要である。今回の試行実施では、子どもが施設入所中であることから児童相談所と接点のあった者が、児童相談所の紹介によりプログラム参加に至っている。児童虐待を行った保護者がDV加害者でもある場合、プログラムへ参加することで、暴力を抑止する可能性がある。今後もそういった紹介の推進が望ましい。

### 5.2.3 プログラム内容・回数・広報・参加費・効果・実施団体

自治体と民間団体が連携して加害者プログラムの試行実施を継続して実施する中で、加害者の脱暴力を達成するためのプログラムの内容・回数・広報・参加費について検討し、効果の定義や測り方、実施団体の育成や基準について検討が必要である。

#### (1) 内容

現行法制度の下で加害者プログラムへの参加に繋がるのは、パートナーから参加の勧めを受けた者や、過去にDVで離婚経験があるために暴力を繰り返したくないと望んでいる者など、すでに動機付けがされている層が想定される。こういった、自身の変化を望み、自発的にプログラム参加をする層からプログラムを適用し、次第にプログラムの対象を広げていくことが大切だと考えられる。プログラムの内容を検討する際には、対象者の層について念頭に置くことが必要となる。

また、暴力に至る以前に予防啓発を行うため、学校教育等の中にDVに関する内容を盛り込むことも検討すべきである。

#### (2) 回数

プログラムの中で外すことが出来ない要素を見極めることが重要となる。回数に加えて、週の中で複数の曜日・時間帯の参加枠を設定することが、参加者の欠席率低下に寄与すると考えられる。

### (3) 広報

広報活動の時間を長く割くこと、各関係機関がプログラムについて認知し、紹介する役割を担うことが必要である。潜在的な参加者がプログラムについての情報を得てから実際に受講に至るまでには時差が生じることもあるため、早期に情報を繋げることが求められる。広報活動の時間を長く取ることの注意点に、広報開始初期に参加を希望した者にとって、プログラム開始までの時間がかかるとモチベーション低下に陥ることがある。そのため、プログラムへの参加を希望する者を、順次インテークに繋ぐことで、該当者が自身の考え方の変化を予感し、参加意欲を高めることが重要になる。

また、警察や弁護士、裁判所等、今回の試行実施では参加のきっかけとなることのなかった機関経由でのプログラム案内も、引き続き検討する必要がある。

### (4) 参加費

料金設定について、今後も参加者の動機を高めることができ、かつ、経済的負担から受講が断念されないような金額の検討が必要となる。検討会では、受講料金を原則有料と設定し、住民税非課税等の一定の条件を以て支払を免除する仕組みを設定するといった案も挙げられた。地域によって、最低賃金等の関係から参加費のとらえ方が異なる可能性にも留意し、参加費設定の検討が必要となる。

### (5) 効果

プログラムの効果の定義に関する検討が求められる。現在、妥当性が検証された効果測定方法はなく、今後も効果測定方法が確立するまでには長い時間を要すると考えられる。そのため、まずはプログラム実施後に参加者の意識と行動の変化を必ず記録し、効果に関する知見やデータを蓄積することが重要となる。

### (6) 実施団体

実施団体の資質・役割についての基準を設定するためには、引き続き試行実施の中において調査を行う必要がある。人材育成のためには、国が研修を開催することや、プログラム実施団体への報酬を整備すること等が考えられる。



### 5.3 加害者プログラムを被害者支援において一層活用するために

以降では、将来的に、加害者プログラムを被害者支援において一層活用するために、現行法制度を超えた検討が必要な論点について整理する。

#### 5.3.1 加害者対応体制の強化

今後、DV 加害者対策が被害者支援に資するためには、被害者支援、加害者対応の両輪で進め、加害者に対してもアプローチを行えるよう、連携の中心となる機関の検討が求められる。

加害者対応の担当機関を明確に定めている自治体はほとんどないと推測される。市町村のDV 相談部門は、加害者からの自発的な相談があれば対応を行っているが、今後は加害者について専門性を持った相談窓口や、必要な対応を判断し、状況に応じてプログラム実施団体と連携する担当部門の設置が望まれる。また、配偶者暴力相談支援センターも、被害者から相談を受けた際に被害者の同意の下で、上記加害者対応窓口との情報連携をするなどの対応が考えられる。

加害者対応を進めるにあたっては、プログラムの受講命令も重要な論点である。任意参加の中でプログラムに繋がる層は、前述の通りある程度の動機付けがされている加害者に限られる。パートナーからの受講提案が難しい力関係にあったり、自身にDVの自覚がないままに深刻な暴力を振るったりしている加害者にこそ、プログラムによる介入が望まれる。そのため、まずは実施団体の育成やリスクアセスメント体制の整備等が課題となる。

#### 5.3.2 ケースワークの仕組み

被害者支援の一環として加害者プログラムを一層活用するためには、DV が行われている家庭に介入し、一連の支援計画を立てるケースワークの仕組みも考えられるのではないだろうか。プログラムは、支援計画の一部として組み込むことが想定される。ケースワークは、被害者、加害者のそれぞれについて独立して行われ、さらに加害者、被害者の情報を総合してケースを検討するケースワーカーが置かれることで、被害者の安全に繋がることに加え、連携体制の構築に繋がることが期待される。

広島県において、配偶者暴力相談支援センターは被害者本人から相談があった場合にのみ一時保護、自立支援、保護命令制度利用助言などに対応しており、配偶者暴力相談支援センター側から被害者に連絡をして支援を継続することはない。また、被害者についてのケースファイル管理も現時点では行っていないため、被害者支援のケースワークは十分とは言えない。しかし広島県にとどまらず被害者支援に係るケースワークの体制構築が困難であると考えられることから、今後、全国の配偶者暴力相談支援センターでの仕組みについても、同様

に調査が必要となる。また全国では、配偶者暴力相談支援センターごとに被害者のケースワーク対応状況が異なると考えられるため、対応の平準化が求められる。

DV 加害者の対応担当窓口が明確に定められておらず、加害者と接点をもつのは DV 悪化後の警察・弁護士、虐待が発生時の児童相談所に限られる自治体が多いと推測される。加害者の状態についてアセスメントを行い、支援計画を立てる担当者は不在であり、加害者へのケースワーク体制は整っていない。前述の被害者支援に係るケースワークと同様、体制整備が困難である可能性が高い。全国の男性対応窓口においても、多くが匿名性を重視した傾聴の対応であることから、ケースワークをどう行うかについての議論を重ねる必要がある。

広島県において、配偶者暴力相談支援センターが主催する関係機関の連絡会議は各機関の取組報告や外部講師を招いた研修会は行われている等、多機関連携のあり方として参考になる。一方、個別の DV ケースに係る連携はほぼ行っていない。被害者・加害者双方のアセスメント結果、支援状況、変化等について把握しているケースワーカーが不在となっている。被害者・加害者双方の状態についてアセスメントがされていないこと、被害者・加害者双方のアセスメント結果・変化する状況を 1 つのケースとして把握している担当者あるいは機関がどこにもないことが課題である。このような関係機関の交流の場を今後も大切しながらも、いつ、だれが、どのような目的をもって適用するのかについて適切な判断をする体制を整えることで、加害者プログラムを被害者支援に役立てることができると考える。

### 5.3.3 DV 対応と児童虐待対応の連携

DV 対応において、特に「面前 DV」による心理的虐待を虐待として位置づけていることから、児童虐待との重なりを注視し、児童相談所と連携を行うことは今後も不可欠である。しかしこうした事例であっても、すでに人的体制とケースワーク機能を備え、児童虐待防止の観点から保護者支援を実施している児童相談所に加害者対応を任せきりにしないことが求められる。配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所、自治体の加害者対応窓口が支援の中心となり、DV の被害者・加害者それぞれへのケースワーク担当者やリスクアセスメントの手法等を確立した上で、児童相談所との情報連携をする必要がある。当然ながら、子どもがいない場合には虐待を起点として DV を発見するという手段の活用も難しいため、今後、児童相談所頼りではない DV 対応体制の整備にも注力していくことが重要となる。児童相談所においては、DV と児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有を強化することが大切である。

## 5.4 おわりに

DV 加害者プログラムの試行実施では、現行法制度の枠内で自治体が活用可能なガイドラインや実施団体及びプログラムの最低基準の策定や、リスクアセスメントツールの検討及び開発の必要性が議論されたことに加え、DV 被害者対応の中心的役割を担う配偶者暴力相談支援センターの支援体制を全国で平準化する必要性や、多機関を繋ぐケースワーカーの配置等によって、機関同士の情報連携を行う仕組みの必要性も検討会の議論において指摘された。更に試行実施の参加者の事例から見えてきた DV 対応と児童虐待対応の連携の可能性も示唆された。

この結果も踏まえ、令和3年度は、DV 加害者プログラムの試行の実施自治体を増やし、現行法制度の枠内において加害者対応の在り方について、更に検討を進めていく。

## 6 委員による寄稿文

### 6.1 中村正座長

#### DV 加害者の脱暴力のための受講命令制度の構築の提案

立命館大学大学院人間科学研究科教授

教養教育センター長 中村正

現行法においては対応が困難な課題について検討し、必要な法改正や制度構築に資する論点を提示しておきたい。

#### 1. DV をなくすための受講命令制度と対象者について

DV がある関係は多様である。①DV 相談があったとしても在宅のまま関係が続くケース（相談のないケースが潜在的多数派であろう）、②在宅ではなく近居・別居（実家等）で生活を続けるケース（被害者と加害者のそれぞれがありうる）、③被害者が一時保護施設、母子寮、シェルター等の保護施設で生活を続けるケース、④離婚という選択をするケース、⑤子ども虐待と重なるケース（子どもが保護されているか同居しているかによっても事情は異なる）、またその一形態として、当該の虐待と関連して刑事事件となっているケース（収監される場合や不起訴や執行猶予になる場合がある）、⑥要介護支援ニーズはないが年齢によっては高齢者虐待とされる事実上の DV ケース、⑦各自治体で展開されているパートナーシップ制度を利用した同性同士の関係における DV ケース（筆者らが取り組む男性相談窓口にも男性同士のパートナーからの DV で加害と被害の双方から来談するようになっている）等がある。さらに、被害者が保護命令制度を利用しているか否かで細分化される。

これらには必ず加害者が存在する。ほとんどは男性である。緊急介入から自立支援までシームレスな被害者支援と並行して体系的な加害者対応が必要であり、DV 防止法の一環として加害者対策の制度構築が必要である。いかなるケースであれ加害者対応の第 1 選択肢として「脱暴力プログラム受講命令制度」（以下、受講命令制度）を創出することが最重要課題である。この点で脱暴力とは何かを定義するためには暴力の定義が確立されている必要がある。特に、精神的心理的暴力、関係コントロール型の暴力、ジェンダー暴力としての DV の定義の再構築が不可欠であろう。そうしないと反暴力が定立できず、脱暴力もあいまいになることが懸念される。

#### 2. 保護命令制度に賦課する受講命令制度の構築と暴力を主訴とする男性相談体制

保護命令制度のなかに加害者への脱暴力プログラム受講命令制度を構築することが考えられる。受講命令制度は、①現行の保護命令制度に賦課する場合、②DV を主な理由とする離婚の結果の父子面会交流ケースに紐付けする場合、③虐待と DV が重なるケースで虐待対応の一環として保護者指導に組み

入れる場合、④高齢者ケースでは福祉機関と連携して推奨する場合、⑤任意参加を促す場合等の多様な経路が想定でき、参加の命令や指示についての手続き規定を明確にして設定すべきである。

### 3. 加害者対応の多機関連携とケースワーク、プログラムについて

多機関連携の中心として被害者相談とは別の組織分掌をもとにして各自治体の男女共同参画の部署が関係機関と連携して取り組みをすすめることが適当であろう。リスクの高い層については警察との連携を強めることが必要である。虐待と重なることが多く、児童相談所との連携は必須である。特に「面前DV」を虐待として位置づけた以上、DVと虐待双方から家族に介入する連携が不可欠である。

指示された受講命令制度を遵守しない場合、保護命令違反類似の罰則を用意し、参加の動機づけを行うこととすべきである。

被害者相談の内容や加害者アセスメントをもとにした個人別の脱暴力計画を立ててプログラムを組み込むことになる。刑事施設における各種の改善指導を参考にしながら、社会内更生の一環として家庭内暴力加害者向けの受講命令制度に連動させて脱暴力プログラムを実施する。内容は、すでに諸外国で実装されているプログラムを参考にして、事前事後のアセスメントの確立、それに基づいた実施する期間の決定、費用負担等を検討する。プログラムの内容は、認知行動療法、ジェンダー理論、加害者臨床理論等のハイブリッド型として日本社会の現実に即したものを準備し、ガイドラインを作成して実行体制を整える。地域社会レベルで実践できるように自治体が主導的役割を發揮し、官民連携ですすめることが適当である。

加害者対応も被害者支援と同じく多機関連携が重要となるが、受講命令制度ができたとしてもそれを首尾よく機能させるにはその中心となる機関が必要なことはもちろんのこと、そこに配置された加害者対応調整者（ケースワーク担当）が必要である。

### 4. DVが存在するいくつかの類型を考慮して多機関連携すべきこと

自治体のパートナーシップ制度、児童福祉の諸制度、高齢者虐待防止法、ストーキング行為規制法、離婚制度と関わる父子関係調整（面会交流制度）等にDVに関連する事案があり、この加害者らが受講命令を受けている場合、多機関連携はますます必要になる。とくに、DV防止法における暴力の定義にかかわる問題が別途、議論されていること、すでに児童虐待防止法の観点から面前DV（目撃体験の影響）が位置づけられていること、ストーキングのなかには元夫婦であった事案があること等が看過できないので、他分野との連携が要請される。

#### 4-1. 虐待ケースとの関連

加害者対応として効果が見込まれる類型として、第1に、DVが含まれる子ども虐待事案がある。現行の虐待防止の仕組みを活用して、保護者支援の枠組みのなかに特に父親を対象とした受講命令制度を構築することができる。児童相談所には人的体制が整備されているので、研修を行いつつDV加害者対応の内容を保護者支援に組み込むことができる。これは現行法の枠内で可能である。

筆者は、この目的で「男親塾」（大阪全域を対象にして各自治体と連携している）を主宰している。これは子ども虐待事例にかかわる家族のための「脱暴力のための回復サークル therapeutic circle」と位置づけている。子ども虐待のある家族再統合事業や養育者支援の一環として機能させている。養育者支援は母親グループワークやペアレンティングプログラム等が存在しているが、「男親塾」は父親問題の観点から脱暴力臨床を実装するという取り組みであり、すでに14年間にわたり取り組んでいる。回復のためのサークルとは、多様な形態のアディクション、性犯罪・性問題行動等からの回復のために活動している各種のグループワーク活動と類似している。

もちろんプログラムがあればいいというのではなく、そのプログラムを受講させることを含めた司法制度の形成と一連のケースワークに組み込まれたプログラムであってこそ意味がある。介入の機能とは異なる支援という役割の児童相談所のケースワークと連動させることが鍵となる。児童虐待防止法でいう家族再統合事業や養育者支援を意味するが、DV事案の場合は単なる関係調整ではない別の脱暴力課題を重視する。

#### 4-2. 離婚後の父子面会交流との関連

第2に、夫の暴力と虐待を理由に離婚した場合、離婚後の父子面会交流の際に、男性の脱暴力化が焦点となる。子どものための面会交流制度になるような仕組みづくりの議論、親権のあり方、監護権のあり方問題の解決と並行しながら、脱暴力問題の観点も家事法制度改革議論に組み込むべきである。安全を確保するための面会交流支援制度の創設が焦点となると想定するが、面会交流の合意を取り結ぶ際に、脱暴力としては同じ課題をもつ男性に対して受講命令制度を活用することが有益だろう。DV防止法、児童虐待防止法と関係する離婚事案で父子面会交流の課題が浮上するケースについては、自発的な任意参加が前提となるが、面会交流の取り決めのなかに受講命令制度を組み込み、父親支援として機能させることができる。

#### 4-3. 任意参加の促進

第3に、すでに述べたDV問題を抱える大多数の家族である「在宅DV」、近居型分離のケース等を想定した任意参加を促すことも大切である。さらに潜在化しているモラルハラスメント的なDV、コントロール行動が見られるDVの加害者向けに、パートナーからの指示や自発的な参加をもとにして受講

命令制度が想定している加害者プログラムに参加することも有益である。加害者アセスメントをとおしてパートナーシップ構築のための努力への可能性が在る男性を対象にする。この場合は、次項で述べる男性相談体制から参加を推奨する仕組みが有効となる。

#### 4-4. 高齢者虐待との関連

第4に、高齢夫婦の場合がある。高齢者虐待問題として現出する事案にはDV問題として扱うべき事例がある。配偶者間暴力相談の仕組みではなく高齢者福祉の枠内で掬いとられる場合であっても、やはりDV問題という特質を無視しないアプローチが要請される。高齢男性による加害の場合、加害リスクのアセスメントをもとにしてどのように受講命令制度に乗せるべきかについて検討していく必要がある。

### 5. 男性問題相談体制の構築

被害者には配偶者暴力相談支援センターがあるのと同様に、各地域の男女共同参画部局が警察とも連携し、自治体が受講命令制度の実装に関与することが考えられる。被害者は相談という行動を起こすが、加害者が自ら加害相談として来談する事例はまだ少数であることに鑑みて、暴力を主訴（加害と被害の双方を想定する）として受け付ける男性問題相談体制を構築することでDV・虐待の男性加害者の初期対応をはかることも必要である。また、男性の被害は独特な心理的対応が必要であるがここで対応すべきだろう。

\*本稿は、内閣府が調査研究事業として取り組んだ報告書、『配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究～地域社会内におけるDV加害者プログラムの試行実施に向けて～』（令和2年3月）に「DV加害者をどうするのか」（中村正）と題して掲載した委員見解の続編でもある。

#### 参考文献

中村正

- (2016a) 「ドメスティック・バイオレンス」『関係性の社会病理』日本社会病理学会監修、pp.104-126、学文社。
- (2016b) 「暴力臨床論の展開のために—暴力の実践を導く暗黙理論への着目」（『立命館文学』第646号、pp.100-114。
- (2017) 「関係性の暴力と加害者対応—男性加害者との対話、そして責任の召喚 行動変容に向かう暴力臨床—」、指宿信他編『犯罪被害者と刑事司法』（シリーズ刑事司法を考える第4巻、pp.254-275、岩波書店。
- (2018a) 「暴力は多様な顔をして関係性に宿ることを読み解く」『家族療法研究』35巻1号、pp.59-64。
- (2018b) 「不安定な男性性と暴力」『立命館産業社会論集』52巻4号、pp.1-14。
- (2018c) 「妄想=暴走する男たち—ハラスメントの要の位置にある男性性ジェンダー」『臨床心理学』18巻5号、pp.561-565。
- (2018d) 「治療的司法・正義の理論のために—ケアとジャスティスの統合をとおした問題解決のための理論・実践・制度」『法と心理』、18巻1号、pp.6-13。
- (2018e) 「治療的司法と社会臨床—ケアとジャスティスの統合をとおして」・「更生のさらにその先への一歩のために」『治療的司法の実践』治療的司法研究会編、pp.73-90、pp.349-366。
- (2019) 「暴力の遍在と偏在—その男の暴力なのか、それとも男たちの暴力性なのか—」『現代思想』2019年1月号、47巻2号、pp.64-76。

## 6.2 菊池安希子委員

### DV 加害者プログラムの位置づけ、基準、リスクアセスメントについて

菊池安希子

国立精神・神経医療研究センター

DV 加害者プログラムのあり方については、長期的な展望を見据えた上で、現行法下におけるあり方を探っていく必要がある。本稿では、現行法下における加害者プログラムの位置づけと、プログラム基準、およびリスクアセスメントのあり方についての検討委員としての個人的見解を述べる。

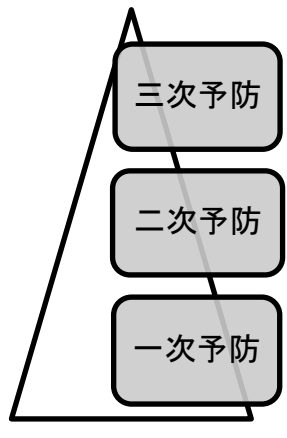
#### 1. 現行法下における DV 加害者プログラムの位置づけについて

DV プログラムの対象については、諸外国においても「裁判所命令に基づく（非自発的）参加」及び、「自発的参加希望者に対するプログラム」のどちらに焦点化すべきかについての論争がある。一般的な犯罪者の再犯防止の有効性に関する知見に基づけば、リスクの高い者に対する介入にこそ資源を投入すべきであり、低リスク者に対しては、通常対応以上の介入は要しないという処遇原則が存在するからである（いわゆる RNR 原則と呼ばれている<sup>1</sup>。しかし、見過ごしてはならないのは、低リスク者に対して「通常対応以上の介入は要しない」と言う部分であり、何もしないのが良いという意味ではない。さらに、使用可能なリスクアセスメントがあることが前提となっている。

一方で、公衆衛生（予防医学）の領域には、一次予防、二次予防、三次予防の概念がある<sup>2</sup>。一次予防は疾病等の発生の予防であり、二次予防とは早期発見・早期介入、三次予防が疾病進行後の治療・再発防止・リハビリテーションや社会復帰を指す。DV は被害者だけでなく、それを目撃した子供たちに対してもトラウマティックな影響を長期的に及ぼす。援助の現場では、トラウマ・インフォームドケア（TIC）の重要性が指摘されている。TIC が公衆衛生学的問題であることが共通認識となっていることからしても、「被害者の支援」を第一目的とする DV 加害者プログラムについて予防医学的視点から捉えていくことは有用である。この観点からすると、現行法下の DV 加害者プログラムや個別介入は、介入開始時点で刑事司法の手続きに乗っていない参加者の自発参加を前提としていることから、二次予防に相当する。



表 24 DV 加害の一次・二次・三次予防



三次予防	介入、再発防止、リハビリテーション	裁判所命令等の一定の強制力を持つて行う加害者プログラム。
二次予防	早期発見・早期介入	自発参加を前提とする DV 加害者プログラム、個別介入（現行法の範囲内のプログラム）
一次予防	発生の予防	健康なパートナー関係についての心理教育、Gender Equality 教育、DV とその影響についての普及啓発、援助資源の情報提供等

公衆衛生的観点からすれば、DV 防止は二次予防だけでは不十分であり、今後、三次予防の前提となる非自発的な加害者プログラム参加を可能にするための制度整備が必要である。情報共有やプログラム参加の裁判所命令のための法整備等は、長期的、段階的に取り組む課題であり、近年、改革を進めてきたオーストラリアなどの諸外国の例が参考になると思われる。また、DV の二次予防、三次予防の効果を上げるためには、一次予防も重要である。たとえば、学習指導要領の中に健康なパートナーシップについての心理教育（DV とその影響についても内包）を含めたり、近親者や知人が DV に遭っていることを知ったり疑ったりした者（いわゆる bystander）が早期介入に有効な動きができるような普及啓発等を進めていくことなどが望まれる。

## 2. 加害者プログラムの基準について

加害者プログラム実施の先行国では、プログラムの基準を公表し、更新している。表 2 には、オーストラリアのビクトリア州の No To Violence が公表している基準（2018）とその抜粋を掲載した。基本的に自発参加者を対象として地域内で実施されている加害者プログラムの基準であり、ビクトリア州においては、活動助成の際の基準とされている。

公開された基準があることは、「その基準を満たすために」各機関がサービスを整備することを可能にする。というのも、日常的にやりとりのない機関から連携を持ちかけられても、何を根拠に動くかが明確でない場合には、協働に消極的になり、連携の申し合わせすら困難になることがあるからだ。

自発参加を前提とする場合、婚姻関係を継続する条件として配偶者に強く勧められて参加する者、子供との面会交流を実現させるための方略として参加しようとする者、過去に DV で離婚に至っているために現在／将来の結婚生活において繰り返したくないと望む者など、何らかの社会的圧力（いわゆる social mandate）がかかって参加する場合が多い。こうした社会的圧力の効果を最大化するのが、適時の情報提供であり、諸外国では DV が発覚するあらゆる場面を捉えた介入が試みられている。

例えば、オーストラリアのビクトリア州では、DV 通報で臨場した警察官が加害者にプログラム情報を提供するだけでなく、自分から連絡することの敷居を下げるために、本人同意の上でプログラム実施者に加害男性の連絡先を提供し、連絡を入れてもらって言い分を聞いたり、プログラムの説明をしたりすることで導入をしやすい工夫をしていた。その結果、この警察ルートが、加害者が地域内のプログラムにつながる最大の紹介経路となっていた。情報提供を受けた上で、プログラムに参加するかどうかを決めるのは、あくまで加害者本人であるが、「責められたり、説教されたりするのではないか」「余計なことを話して社会的に不利にされるのではないかな」等のイメージの払拭が出来たり、得られるメリットが明らかになるだけでも、参加への敷居を下げることにつながる。本邦でこれを応用するなら、DV 通報に臨場した警察官がルーチンとして加害者・被害者それぞれのプログラムの情報提供をすることや、家庭裁判所の調停の場、病院、児童相談所や子ども家庭支援センター等々における情報提供が考えられる。警察の臨場では情報提供だけでも一定の効果が期待できるが、一般的には単にチラシを渡すだけよりも、ある程度、説明を付けられることが望ましい。

### 3. リスクアセスメント、リスクマネジメントのあり方について

RNR 原則に基づく処遇密度の決定にせよ、加害者プログラムのミニマム基準にせよ、リスクアセスメントとマネジメントを伴うことが必須となっている。しかし、本邦には、妥当性を検証された DV のリスクアセスメントツールは存在しない（スクリーニングツールは存在する）。リスクアセスメントの種類については、昨年度の報告書で概説したが、今年度は、場面別のリスクアセスメントのありかたについての見解を述べる。

#### 1) 医療現場や妊産婦健診などの場におけるリスクアセスメント

このような場で DV の早期発見に求められるのは、スクリーニングである。本邦には既に日本の周産期で使用できる DV のスクリーニングツール「女性に対する暴力スクリーニング尺度(Violence Against Women Screen: VAWS)」<sup>3</sup>といったスクリーニングツールが複数存在する。しかし、スクリーニングはリスクアセスメントとは異なる。

#### 2) 被害者支援のためのリスクアセスメント

DV 被害者が今後、重篤で致命的な被害に晒されるリスクについてのアセスメントを行い、安全計画の具体化のために使用する。評価者が加害者処遇に精通している必要はないため、DV リスクアセスメントとしては、支援者なら誰がつけても同じ結果が得られやすく、簡便につけられる保険数理的な評価ツールが適している。

#### 3) 加害者への介入のためのリスクアセスメント

個別の加害者の DV 関連要因を同定し、被害者の安全を確保し、加害者自身の行動変容のための介入計画につなげられるリスクアセスメントが必要である。加害者処遇の専門性を持つ者による構造的専門家判断アプローチの評価ツールが適している。

#### 4) 警察、矯正、保護観察領域におけるリスクアセスメント

警察、矯正、保護観察においては、大規模サンプルに基づく妥当性が検証されたリスクアセスメントツールが存在することが通例である。これらは業務目的に応じて内部で使用されており、一般には公開されない。将来的に裁判所命令によるDV加害者プログラム受講が保護観察等の枠組みで行われるようなことがあれば、処遇に活かすために内部のリスクアセスメントが使用される可能性は高いであろう。

なお、アセスメントは業務化されると、現場では「面倒な作業」とだけ捉えられるようになりがちである。すると本来用途では十分活用されなくなり、評価も不正確となり、データ入力も粗くなる。その結果、収集データを解析し、施策に活かすことが困難になる。こうした事態を防ぐためには、定期的なリスクアセスメントと活用法についての研修、ツールの改訂、データマネジメントの仕組みなどを同時に整備する必要がある、それは余計な業務のそぎ落としにも貢献すると思われる。

#### 4. おわりに

現行法下における加害者プログラムの位置づけと、プログラム基準及びリスクアセスメントについて見解を述べた。本邦では、当面は、委託しようにもDV加害者プログラムの実施機関の数が限られていることから、日本独自のミニマム基準を活用したプログラム実施機関の育成支援をすることや、民間機関で使用可能なリスクアセスメントツールの開発などが課題であると思われる。

注：本稿中、オーストラリアのビクトリア州に関する記述は、2018年に筆者が内閣府事業において、ビクトリア警察を視察した際に得た情報に基づく。

1. Andrews, D. A., & Bonta, J. (2017). *The psychology of criminal conduct* (6th ed.). New York, NY: Routledge.
2. Leavell, H. R., & Clark, E. G. (1965). *Preventive medicine for the doctor in his community* (3rd ed.). New York: McGraw-Hill.
3. 片岡弥生子 (2005) 女性に対する暴力スクリーニング尺度の開発. *日本看護科学会誌* 25(3), pp.51-60.

表 25 地域内で実施する DV 加害者プログラムのミニマム基準

基準 (意識)	抜粋
<p>原則 1. DV 加害者へのあらゆる介入は、子供を含む被害者の安全と自由のためである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクのアセスメントとマネジメントについて文書化された手続きを持つ。</li> <li>・危機対応手順の明確化 (どこに何を連絡し、どのように動くか)</li> <li>・紹介経路、紹介先と手続き</li> <li>・リスク情報の共有範囲と方法 (被害可能性のある者が安全計画を持てるようにつなぐ)</li> <li>・スタッフのトレーニング (オンライン含む)</li> <li>・定期的なチーム会議とスーパービジョン</li> <li>・定期的な記録の監査</li> <li>・被害者への接触を拒否する場合は参加を認めない (裁判所命令によるプログラム参加の場合等の例外あり)</li> <li>・プログラムの参加状況 (修了、中断等) を被害者に知らせる場合は文書にせず、口頭または対面で行う。プログラム修了=行動変容とは限らないことの情報提供をする。</li> </ul>
<p>原則 2. 加害者への介入は、被害者や家族のニーズに基づいて行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク関連情報はケースワーカーを通じて被害者に伝えるが、プログラム内の様子については秘密を保持する</li> </ul>
<p>原則 3. 加害者は自分の行動に責任を持ち、暴力的行動や強制的な支配を終わらせることを選択するためのサポートを提供される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファシリテーターは男女 1 人ずつの 2 人で行う</li> <li>・プログラムの参加者は最大 14 人以下とする</li> <li>・プログラムの目的、参加条件等について予め紙面で情報提供</li> <li>・プログラムに含まれるべき要素 (マニュアル化されていること)</li> </ul> <p>明確な変化の理論/DV を強化している社会的文化的要因についての説明/安全と変化への動機づけ/暴力に至る意思決定についての説明 (思考や感情、知覚のパターン) /成人のスキル獲得の原則/他者の思考・行動・感情をコントロール手段としての暴力について/暴力のネガティブな影響/加害者にあるニーズ/尊重しあう関係性のために必要なスキルなど</p>
<p>原則 4. リスクアセスメントとリスクアセスメントは多機関間で頑健で強力に一貫して行われ、介入に関連して生じるリスクは最小化される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インテーク時、プログラム修了時だけでなく、継続的にリスクアセスメントを実施する</li> <li>・リスクアセスメント情報の取り扱いについて参加者に伝える</li> <li>・参加状況、中断理由、他機関への紹介等について報告する</li> </ul>
<p>原則 5. 時間をかけた統合的介入において、加害者を常に視野に入れる。それぞれの介入が相互に貢献・強化しあうようにして、DV 加害の動的リスクを同定し、対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム参加の要否は原則 2 回以上の面接で決める</li> <li>・プログラム参加に適さない場合は、適切な支援機関に紹介する</li> <li>・プログラム参加に参加する場合でも、適宜、必要な他機関紹介を行う</li> <li>・定期開催され、20 週間以上にわたる計 40 時間以上の構造化された集団プログラムを含むプログラムであること。個別セッションを含んでも良い</li> <li>・欠席した回の補講を次回セッションの 30 分前に実施することもある</li> <li>・2 回以上の欠席の場合はプログラム修了としないこととし、再度別のクールで参加してもらうこともある</li> </ul>

基準（意識）	抜粋
原則 6. 加害者個人のリスクレベルやコントロールのパターンに合った対応を行い、適宜、独自の対応を要する多様な背景や状況に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化に配慮して、適切な紹介を行う</li> <li>・プログラム参加に待機している期間に、関連機関につなげる</li> <li>・関連機関につなげるための、公式の取り決めまたは申し合わせがある。</li> </ul>
原則 7. 加害者が DV を行った場合、一連の手順に沿った対応がなされる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムについて質問してきた者（加害者、被害者、第三者）に対しては、3 営業日以内に連絡をとる。</li> <li>・プログラム参加までの期間中、隔週以上の頻度で参加希望者に接触し、変化への準備性を高める。</li> <li>・加害のハイリスク情報を得たら警察等関連機関に連絡をする（情報共有スキームに従う）</li> </ul>
原則 8. システム全体として、加害者がパートナーおよび親としての説明責任を果たす機会をつくる。システムに関わる機関は協働し、適宜、情報共有し、DV のダイナミクスへの理解に基づいて動く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Family Violence Information Sharing Scheme ( <a href="https://www.vic.gov.au/family-violence-information-sharing-scheme">https://www.vic.gov.au/family-violence-information-sharing-scheme</a> ) に基づく情報共有。</li> </ul>
原則 9. 加害者介入システム内で働く者は、DV、家庭内暴力、性的暴力のダイナミクスへの対応スキルを持つこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムファシリテーターや Family safety contact worker (FSCF) は月 1 回以上、スーパービジョンを受ける機会がある。</li> <li>・年間 4 回以上、関連する研修を受ける機会がある。</li> <li>・グループは 2 人の主任ファシリテーター、もしくは主任ファシリテーターとファシリテーターの 2 人が実施する。</li> </ul> <p>主任ファシリテーター：援助関連の学位を持ち、DV に関する学習の証明、100 時間以上の DV 加害者プログラムのファシリテーター経験がある</p> <p>ファシリテーター：援助関連の学位を持ち、ビクトリア州のリスクアセスメント・リスクマネジメントトレーニングを修了し、10 以上の DV 加害者プログラムに陪席したことがある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FSCF は、援助関連の学位を持ち、ビクトリア州のリスクアセスメント・リスクマネジメントトレーニングを修了している者。ファシリテーター役割は兼ねない。</li> <li>・プログラムに関わる者は、犯歴等チェック（警察による）を受け、行為規范文書に誓約し、署名する。</li> </ul>
原則 10. 加害者への介入は、信頼できる証拠を積み重ねることにより、持続的な改善をはかる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立観察者の関与を認める（説明責任へのコミットメントを示し、トレーニング中のファシリテーターに観察の機会を提供できる）。</li> <li>・12 ヶ月に一度、量的・質的データを報告する。最低限、被害女性と子供の安全に関する情報、親密な関係にある他の女性の情報は収集する。</li> <li>・4 セッション以上で、最大 2 人までの観察者が陪席できるようにする。</li> </ul>

No To Violence (2018) *Implementation guide: Men's Behaviour Change Minimum Standards*. No To Violence, Victoria.より作成

詳細については [https://ntv.org.au/wp-content/uploads/2020/06/Minimum\\_Standards\\_manual\\_August\\_2018\\_FINAL\\_140818\\_Screen-ready\\_FA1-1.pdf](https://ntv.org.au/wp-content/uploads/2020/06/Minimum_Standards_manual_August_2018_FINAL_140818_Screen-ready_FA1-1.pdf) を参照

注：文中の DV は、実際の文言では Family violence (FV) が使用されているが、読みやすさのために DV としてある。

注：Family Safety Contact Worker とは、加害者プログラムと被害者の間に入り、情報伝達や被害者のケアの調整にも関わる人員。

### 6.3 納米恵美子委員

#### 令和2年度加害者プログラム試行実施の振り返り

特定非営利活動法人全国女性会館協議会

代表理事 納米恵美子

DV 加害者プログラムに関しては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 25 条の規定に基づき、内閣府において調査研究が行われてきた。平成 15 年度には「配偶者からの暴力の加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に関する留意事項」（以下、「基準及び留意事項」）が作成され、平成 16 年度には自治体の協力による加害者プログラムの試行実施（以下、「H16 年度試行実施」）と検証が行われた。その後、ほぼ 10 年を経て、平成 27 年度に「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」が実施された。令和年度「配偶者暴力に係る加害者プログラム等に関する調査研究事業」は、令和 1 年度「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」（以下、「R1 年度調査研究」）を踏まえ、加害者プログラムの試行実施（以下、「R2 年度試行実施」）と加害者対応についての事例調査を内容としている。

上記の経緯を踏まえ、R1 年度調査研究において検討された内容と R2 年度試行実施により明らかになった諸点について、「基準と留意事項」及び H16 年度試行実施時の検討結果を参照しつつ、加害者プログラムの試行実施から横展開、さらに本格実施にむけて検討が必要な諸点について論じる。

以下、試行実施を受けての課題を中心に記しているが、筆者は、課題があるから加害者プログラムを実施すべきではないという立場ではなく、課題をクリアしつつ、実施していくべきであるという立場であることを書き添えておく。

#### ○ 参加者の募集・受講へのルートについて

H16 年度試行実施時から参加者の少なさが課題となっており、「年度ごとに参加者を募集して講座を運営するよりも、常に募集をかけながら、どの時期からでも講座に参加できる体制づくりも有効である」との指摘があるとされている。R1 年度調査研究では、被害者がパートナーへ受講を勧める、加害者自らが希望する、警察が案内する（情報を提供する）、（面会交流との関連で）弁護士や家庭裁判所が周知する、児童相談所から加害親（DV 加害者）に案内するという選択肢が検討されていた。

R2 年度試行実施においても参加者は 4 人と少なく、かつ、受講開始時期は 4 人とも異なっている。受講の経緯については、児童相談所から紹介を受けた者 1 人、パートナーが配偶者暴力相談支援センターに相談し、加害者プログラムについての情報を得て受講を提案した者 1 人、パート

ナーからの指摘で参加者自らがプログラム実施団体へアクセスした者2人という結果だった。R1年度調査研究で検討されていた警察、裁判所でのプログラム周知や情報提供による受講はなかった。

このような実施状況から、3点が指摘できる。

1点目は、加害者プログラムの本格実施において多数の対象者を受講させていくには、年度ごとあるいは実施タームごとの参加者募集ではないあり方の検討の必要性がある。とはいえ、加害者プログラム実施団体が年間を通じて同時並行で複数のプログラムを実施することは、今回の実施団体だけではなく、団体の規模や人員体制の現状から困難が予想される。そのため、今回のように受講開始時期がずれる参加者を受け入れるか、DV加害者を対象とした個別のカウンセリングと組み合わせる方法も考えられる。今回の事例調査では、DV加害者を対象とした個別のカウンセリングの実施例が把握できている。プログラム実施団体が個別カウンセリングを行う方法のほか、個別カウンセリング実施団体とプログラム実施団体が連携する方法などが考えられる。

2点目は、受講の働きかけに警察、裁判所の関与がなかったことについてである。今回の参加者4人のうち1人はDVで警察が臨場した履歴があったことが明らかになっている。DV対応においてもストーカー対応と同様に、警察がカウンセリング実施団体やプログラム実施団体と連携して加害者対応を行う道が検討されてよい。また、今回の参加者4人はいずれも再婚者だった。今回の参加者について、初婚時の離婚がどのような形であったかについての情報はないが、調停や裁判を経ての離婚において、申立人から離婚申立理由として暴力が挙げられている場合には、家庭裁判所で加害者プログラムについて情報提供することは、当該事件への対応だけではなく、将来の加害・被害を防止する観点からも有効と考えられる。

3点目は、児童相談所からの紹介ルートの可能性についてである。実際に今回の参加者のうち1人は児童相談所からの紹介でプログラムを受講するに至っている。児童虐待加害者がDV加害者でもある場合に、加害親プログラムにDVの視点を盛り込むことや、今回の事例のように、DV加害者プログラムを紹介することは有効であるといえる。

## ○ 受講の条件としての同居、別居等

R1年度調査研究においては、受講条件として、「パートナー（被害者）と別居状態にあること及びパートナーが受講を受け入れている場合に限定するかが主な論点となった」とされている。

まず、同居、別居の別について検討する。今回の参加者3人はパートナーと同居し、1人は部分的に同居していた。受講中、2人の参加者が暴力をふるった。1人は飲酒時の精神的暴力だった。もう1人は初回受講後、4回連続して実施者に連絡の上で受講を休んでいる間に身体的暴力による警察介入があった。暴力が起きた場合に警察に通報することについて、参加者は同意して

いた。被害者と加害者のパワーバランスの偏りに関しては「夫婦関係に問題はないように見えるが、妻の我慢により成立している可能性がある」との報告がされている。

今回の応募状況と受講期間中の上記状況から、受講動機と受講中の暴力についてどのように対応するかについて検討すべきである。プログラム受講の法的な強制がないなかでは、パートナーとの関係や子どもとの関係の修復や維持が動機となることが推察される。このような状況では特に、別居状態にあることをプログラム受講の条件とすることは、現実的な選択肢とは考えにくい。また、暴力再発はプログラムを受講していなくても起きていた可能性があり、プログラム受講の結果として起きたのではなく、プログラム受講にもかかわらず起きてしまったと考えたほうがよい。

したがって、検討すべきは受講条件として同居、別居の別ではなく、受講中に暴力が起きた場合にパートナーの安全をどのように守るかという問題と、受講中に起きた暴力についてプログラムのなかでどのように扱うかという問題である。これらの問題に関して、少なくとも検討委員への報告としては明確ではない。この点については「基準と留意事項」において「緊急対応」として提言されている。今回の試行実施において、「基準と留意事項」を踏まえた対応がなされたのかについて、検証が必要である。

飲酒についての問題の検討も必要である。「基準と留意事項」では、「アルコール、薬物の乱用があり、治療を受ける気がない場合」はプログラムに適さないとされている。今回の試行実施において、受講中、飲酒時に精神的暴力をふるった参加者に関して、アルコール乱用がどの程度の問題なのかについての情報は無い。今後は受入手続時に、アルコール依存症についてのスクリーニングテストを実施したほうがよい。

## ○ パートナーとのコンタクトについて

4人中2人については、パートナーとの面談記録が提出されているが、今回の試行実施におけるパートナー・コンタクトの方針、パートナーとはだれがどのように関わったのかについて、検討委員は明確な報告を受けていない。

また、パートナーからプログラム実施者に暴力の再発等について連絡があったことが報告されているが、これらの連絡を受けたのは加害者プログラムのファシリテーターを務めた実施者であった模様である。「基準と留意事項」は、被害者との対応は加害者と直接接しない者が行うことを推奨している。その理由として「加害者の言い分を被害者に伝え、間を取り持つ役割に陥る危険がある」としている。

試行実施の拡大と本格実施においては、パートナーとのコンタクトに係る方針を明確化すべきである。



## 6.4 松野真委員

### DV 加害者プログラムの今後の課題

昭和学院短期大学人間生活学科

教授 松野 真

#### 1. DV 加害者プログラムの枠組み

内閣府では、平成 16 年度に東京都と千葉県に DV 加害者更生プログラムを委託し、国内で初めて調査研究事業として DV 加害者更生プログラムを実施した。

上記の調査研究事業を実施するにあたり、平成 16 年に「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムを満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」（以下、「基準と留意事項」という）の中で、DV 加害者更生プログラムの限界（DV 加害者プログラムが加害者に利用される危険、プログラムの評価自体が定まっていない段階にあり取り扱いに慎重であるべきなど）を示しつつ、DV 被害者の安全を確保しながら、DV 加害者更生プログラムを実施するための最低限の留意事項を示している。

基準と留意事項の中では、プログラムの第 1 の目的は、「被害者の安全を高め、加害者に自らの暴力の責任を認識させること」としており、具体的な事項として、被害者の安全を確実に確保しながら、DV 加害者が暴力的・支配的な関係ではなく、人格を尊重し合う対等な人間関係を築く方法を学ぶこと、自らの暴力を認めること、その行為に責任を取り、自らの力で自己変革をすること等を挙げている。

今回実施された「配偶者暴力に係る加害者プログラム等に関する調査研究事業」の実施にあたっては、平成 16 年度に実施した調査研究事業の結果から得られた知見や課題が重要な位置付けとなっている。

令和 2 年 3 月に示された「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究～地域社会内における DV 加害者プログラムの試行実施に向けて～報告書」をみると、平成 16 年度の調査研究事業との大きな違いは、同居でかつ DV 被害者の希望により DV 加害者プログラムに参加する加害者を参加対象者として視野に入れたことである。前回の調査研究事業では、DV 加害者が、自分の行為に責任を取り自己改革を目指すことを DV 加害者更生プログラムの目標の中心に置き、被害者の安全確保の難しさや DV 加害者が DV 加害者更生プログラムを利用する懸念等を鑑み、同居やパートナーとの関係維持を目的とした参加はできるだけ避ける方針で行なった。同居でかつ DV 被害者の希望で参加をする DV 加害者プログラムは、前回の調査研究事業から一歩進めた考え方である。

このように、今回の調査研究事業では、DV 加害者プログラムの枠組みとして、従来の「DV 加害者が自らの責任を自覚し自己変革を目指す DV 加害者プログラム」とともに、今後の方向性のひとつとして「DV 被害者の希望により参加をする DV 加害者プログラム」としても位置付けられる可能性が示唆された。この位置付けは、DV 加害者プログラムの意義そのものにも影響を与える可能性があり、実施

にあたっては、これまでの検討の経過を丁寧に説明するとともに、改めてDV被害者やその支援者の意見を聞くなどの対応が必要になると思われる。

同居でかつDV被害者の希望により参加をするDV加害者プログラムは、これまで以上にDV被害者の安全を確保する実施体制が求められる。今回の調査研究事業では、結果的に同居のケースを扱うことになったが、プログラム開催中に発生したパートナーとのトラブルに対しては、十分な安全確保ができたとは言い難く、今後の課題のひとつとなった。

DV加害者プログラムの第1義的な目的は、前回の調査研究事業の目的のとおり「被害者の安全を高め、加害者に自らの暴力の責任を認識させること」にある。特に日本の制度では、DV加害者が社会から「DV加害者」であることを突きつけられる機会は、保護命令の場のみと思われる。まずはDV被害者からDV加害者であることを突きつけられる前に、何らかの形で社会から突きつけられることにより、脱暴力はスタートすると考える。

## 2. 児童虐待とDV被害者支援の最終的なゴール

近年、同一家庭内で児童虐待とDVが同時に起こるなど、児童虐待とDV被害者支援の関連性が指摘されている。児童虐待では、児童相談所が児童虐待として子どもの安全が確保できないと判断すると子どもを一時保護し、その後、暴力のない安全な環境づくりを保護者と行い、安全が整うと家庭復帰を目指す。安全が確保できない場合は、児童養護施設等を利用するが、その場合でも将来の家庭復帰に向けて家族統合を目指した支援をする。それでは、DVに対しては、どのような支援になるであろうか。現状のDV被害者支援は、DV被害者の保護から自立に向けて、DV加害者との分離の方向で行っている。このように児童虐待とDV被害者支援の最終的なゴールは、家族統合と家族分離とそれぞれ異なる方向を目指しているとも言える。両者の関連性が指摘される現状を鑑みると、今後は同一家庭内で起きた児童虐待とDV被害者支援の整合性について整理する必要があると考える。例えば、子どもを中心に考えた場合は、保護者との関係性を維持する家族統合の支援となり、同じ家庭の中でDV被害者を中心に考えた場合は、加害者との分離を目指すなど、最終的な目的は家族が同居をすることではなく、子ども、加害者、被害者のそれぞれが、それぞれにとって望ましい関係性を構築する支援が一方法と考える。

## 3. 自治体によるDV加害者プログラムの実施体制

実施主体である自治体が、DV加害者プログラムの実施、参加者のパートナー支援の実施、パートナーの安全を確保するための関係機関との連携・調整等を一元的に管理・運営することは現実的には難しいと考える。

今後、自治体が実施するDV加害者プログラムは、今回の調査研究事業のように自治体から民間団体への業務委託が中心になると思われる。実施主体である自治体は、DV加害者プログラムの委託団体、実施体制によってはパートナー支援の委託団体等の決定及び運営管理・業務内容の調整等が求められる。また、DV加害者プログラム実施については、DV加害者プログラムの参加条件の決定、参加者の募集方法の決定、参加者決定までにプロセスの作成、参加にあたっての誓約書等の書類の作成、委託団体から自治体への報告事項等の作成、プログラム運営時に起きる様々なトラブル等に備えた関係機関との体制づくり、緊急事態の際の意思決定のプロセスの作成、プログラム実施後の実施主体としての評価などが求められる。特にプログラム開催中のトラブルは、人命にかかわる可能性もあることから、実施主体である自治体は、自らの責任を明確にする意味でも、パートナーの安全を十分に確保できる実施体制が必要となる。

民間団体への委託内容は、上記の実施体制を前提に決定することになり、その内容は、委託先の選考基準にも影響を与えることになる。

## 6.5 山崎菊乃委員

### 民間シェルタースタッフとしての意見

NPO 法人女のスペース・おん

代表理事 山崎 菊

本プログラムの大前提は被害者支援である。2年間にわたる検討会での議論を踏まえ、シェルター現場で支援している立場から意見を述べさせていただく。

#### 1. DV 加害者プログラム実施に係る多機関連携における役割分担について

##### (1) 被害者支援担当

被害者支援担当は以下の流れで被害者を支援していくものとする

- i 被害者がプログラムを望んだ場合の対応
- ii 加害者がプログラムを望んだ場合の対応
- iii プログラム中における危険度のリスクアセスメント及び危険な場合の緊急一時保護

##### i 被害者がプログラムを望んだ場合の対応

被害者がプログラムを望むのは a 同居を継続したい場合、b 別居・離婚後安全に暮らしたい場合の 2 パターンが予想される。

##### a 同居を継続したい場合

多くの女性は結婚・出産を機に仕事をやめたり、非正規雇用に変えたりしている。このため、別居・離婚することにより経済的に困窮することを恐れ、同居の継続を希望する。

被害者支援担当者は、なぜ被害者が DV であるにも関わらず同居を望んでいるのか整理し、被害者が不本意な同居をしなくてもやっていけるための制度を提供するのが、第一義的なことだと思う。本来なら、離婚後のシングルマザーの経済支援を手厚くしたり、雇用の安定化を図る政治的・社会的な制度改革を整備したりすることが必要である。

それでも同居を強く望むのであれば被害者担当機関は被害者に加害者担当機関を通してプログラムを紹介することはできる。その際の担当は被害者を継続的に支援している DV センターがよいと思われる。問題になるのは、被害者が加害者にプログラムを勧めるだけのパワーがあるかどうかということになる。

## b 別居・離婚後安全に暮らしたい場合

別居中・離婚後の被害者から寄せられる相談の多くは面会交流に関わるものである。

DV で支配され続けてきた被害者は、別居・離婚後も加害者からの精神的なコンロールから抜けることができない。また、加害者は別居・離婚後も被害者は自分の支配下にあると思っていることが多い。別居・離婚後に加害者は面会交流を利用して被害者をコントロールするケースが後を絶たない（自分の都合を最優先して日程や場所を決め、意に沿わないと被害者を責め立てるメール等を送ってくるなど）。これは面会交流を道具とした継続的な DV である。

多くの被害者は安全・安心な面会交流を行いたいと思っている。そのために加害者が自分の DV に気づき、さらなる支配をせず、真に子どものためだけの面会交流にするための一つの方法として加害者に対してプログラム受講を希望する被害者は多くいると考えられる。また、加害者のストーキング行為も同様である。

このような場合は裁判所、警察、児童相談所等の公的機関や、面会交流を実施する第三者機関がプログラムを勧めてもらいたい。

## ii 加害者がプログラムを望んだ場合の対応

被害者支援機関は被害者がプログラムを望んだ場合以外に対応するのは難しい。上記 i b のような場合、被害者担当は DV センターや被害者が利用したシェルターが担い、継続的に被害者の相談を受け、緊急の際には警察等の公的機関と連携をとることが必要である。

## iii プログラム中における危険度のアセスメント及び危険な場合の緊急一時保護

広島での試行実施のプログラム中でも暴力の再発が見られたが、本事業では被害者の安全確保が最優先とされる。特に同居中の被害者について被害者支援機関は被害者と密に連絡を取り、危険度が高いと判断した場合は、警察などと連携してシェルター利用を勧める等する必要がある。

## (2) 加害者対応担当

行政における被害者担当部署と加害者担当部署ははっきりと分けるべき。DV センターなど同じ部署が行うのは、利用者の不信感を招く。また、対応するスタッフも重ならないようにする。さらに加害者担当機関は Gender-based Violence (GBV) について理解している必要がある。

行政の男性専用窓口がプログラム実施団体と連携してプログラムを行うことが良いのではない。その際には被害者安全確保のために被害者支援担当や警察、児童相談所等との情報共有が必要になってくる場面も予想されるので、情報共有の在り方の取り決めが求められる。

### (3) DV ケースワーク担当

被害者担当・加害者担当・実施担当の全体を見渡したケースワークが必要。要保護児童対策協議会のような各関係機関やDVや児童虐待の専門家が集まってのケースワークが望ましいが、協議会内での情報の開示をどこまでするのかという課題が残される。

### (4) プログラム実施担当

民間の団体が想定されるが、高度な専門性とジェンダー意識が求められるため、プログラム実施団体を決めるにあたっては、慎重に行いたい。基準を決めたり定期的な視察を行ったりする機関を作ってほしい。

### (5) 各機関や担当者をつなぐ・調整するコーディネーター担当

Gender-based Violence (GBV) に対する理解がある専門職員を配置し、行政の被害者支援担当部局がコーディネーター機能を果たすことが望ましい。

## 2. 加害者プログラムの受講命令・対象者について

現行法（DV 防止法）では加害者は全く罰せられない。保護命令が発令されたとしても加害者はこれまで通りの生活を続け、被害者ばかりが不利益を受けている。

DV は犯罪なのだという社会規範が作られる必要があると強く思う。それがいい中でプログラムが先行してしまうと、DV 加害行為をしても許されるのだという社会的な風潮が固定してしまうのではないかと危惧する。加害者を処罰し、そのうえで加害者プログラムを実施すべきと考える。

例えば保護命令が発令された場合、プログラムを受講しなければ命令が解除されない制度や、警察が介入し、暴行や傷害に当たるケースで立件された場合には加害者に対してプログラムを受講させるなど。

第5次男女共同参画基本計画の答申には「加害者処罰など厳正な執行を通じて、暴力を決して許さないという強いメッセージを社会に発信する」（Ⅱ第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶）とある。

今後の法改正を強く望む。

### 3. DV 対応と児童虐待対応の連携について

シェルターには児童相談所を通じて避難される被害者が多い。児童虐待の背景にはDVが必ずあるという視点を児童相談所の職員に持っていただきたい。

当法人では、昨年から内閣府のパイロット事業で若年女性のシェルターを運営しているが、10代後半から成人の女性が父親からの虐待で逃げてくるケースが目立っている。彼女たちの母親は、父親に対して虐待を止める力がないと訴える。母親もDVを受けていることが明らかなケースが多い。DVと児童虐待に関しては縦割りの体制では解決しない。児童相談所、児童養護施設、自立援助ホームとDV支援機関との密接な連携が不可欠であると思う。

以上、DV被害者と直接かかわっている現場からの意見を述べさせていただいた。被害者ばかりが逃げ隠れし、いつまでも加害者からの支配から解放されないでいる状態を解消するためにも、加害者プログラムは必要であると心から思う。実効性のあるものにするためにも、法的強制力のあるプログラムの実施を望む。

令和2年度

配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業  
事業報告書

発行日：令和3年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社